

第1章 自治会

1. 自治会と自治会長の役割

○ 自治会とは

自治会は、生活環境の向上・地域住民の相互扶助・防災、防犯等の安全対策などを目的として、地縁に基づき結成された組織です。地域に住む人なら誰でも、会の趣旨に賛同して加入できる、地域を包括した基礎的な住民組織です。

また、自治会活動は、地域の共同組織として親睦、防災、防犯、環境美化、文化など地域住民の日常生活に極めて密接な公益活動を住民が主体的に行い、その活動は居住する者全員に関わることであり、お互いを尊重、理解しながら積極的に地域を良くしていこうとする努力に支えられています。さらに、身近なコミュニティ組織である自治会は、規約や会則などを設け民主的な運営が基本となります。

近年ますます地域のつながりが希薄になりつつあるなかで、お互いのコミュニケーションをはかり、地域の問題に対処していく住民自治組織である自治会の役割は非常に重要になってきています。

○ 自治会長とは

自治会長は、自治会内の活動等を統括する責任者ですが、自治会によっては役割分担をして事業ごとに責任者を定めるなどの工夫がされているところもあります。

○ 自治会行政協力員について

市は、自治会長を自治会行政協力員に委嘱しています。(P.16 参照)

自治会と市は、まちづくりを進めるパートナーであり、自治会長は、地域と市の連絡の調整役として、市からの住民への連絡事項の文書伝達(文書回覧など)や地域の生活基盤等の問題点を取りまとめ市に要望をすることや、市からの調査や委員の推薦など各種業務の依頼を受けることがあります。

○ 女性の役員について

自治会の運営を考えていくなかで、女性が自治会の活動に参画する意義は大変大きいものがあります。防災対策などについては、女性からの意見や要望も踏まえて体制づくりを行うなど、自治会役員の担い手として女性の参画を推進していきましょう。

○ 自治会長個人情報の取扱いについて

自治会長の住所、氏名、電話番号の個人情報は、下記の目的のため、利用、提供する場合がありますので、ご了承願います。なお、提供にあたっては、その目的等を確認したうえで、必要な情報のみ提供します。

【全ての自治会長】

・市の各課や市の関係団体(市主催、共催、後援するイベントなどの実行委員会、社会福祉協議会、施設振興公社等)に対し、連絡・依頼のため

【同意書を提出いただいた自治会長のみ】

・転入、転居された方及び不動産事業者に対し、自治会加入やごみステーション確認等のため

- ・ 開発事業、工事業者に対し、事業の説明や工事予定の連絡等のため
- ・ 福祉分野事業者に対し、グループホーム開設等、地域での事業説明のため
- ・ その他、自治会活動に関すると判断される事項

○ 自治会における個人情報の取扱いについて

平成 29 年 5 月より改正個人情報保護法が全面施行され、自治会を含むすべての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められるようになり、その後、漏えい等の対応などについての法改正がありました。

防災、防犯、高齢者や子どもたちの見守り活動など自治会の運営には、自治会員の把握は必要です。自治会が個人情報保護法の対象であるからといって会員(世帯)名簿を作成してはいけないということではありません。

自治会の役割や活動、連絡のために名簿が必要であることを理解してもらったうえで、会員から情報を提供してもらいましょう。

自治会内で会員(世帯)名簿を収集する場合は、その取扱いや管理に十分注意していただく必要があります。自治会において、その取扱いなどについて協議し、規約を定めるなどして自治会員の合意を得ておくことが必要です。

○自治会で個人情報を集める、保管するときのルール

①個人情報を集める前

- ・ 利用目的の特定 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

②個人情報を集めるとき

- ・ 利用目的の通知・公表 本人から書面で個人情報を収集する場合には、本人へ利用目的を明示する。

③個人情報を保管しているとき

- ・ 安全管理措置 収集した個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を行う。取得した個人情報は安全に管理し、適切に廃棄する。
- ・ 個人情報の訂正等 収集した個人情報に誤りがあった場合、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。
- ・ 個人情報を漏えい、滅失、毀損した場合 個人の権利利益を害する恐れが大きい事態が発生した場合に、個人情報保護委員会(国の機関)への報告や本人への通知
- ・ 本人からの利用停止・消去請求・第三者提供の停止請求・第三者提供記録の開示請求があった場合 個人情報保護法に基づき適切に対応する。

○自治会で個人情報を第三者に提供するときのルール

- ・ 本人の同意の取得等 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、下記のような場合は、同意を得なくても提供できる。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、財産を守る場合
- (3)委託先に提供する場合

- ・ 提供に関する記録義務 提供先などを記録し、一定期間保管する。
- ・ 委託先の監督 個人情報を委託先に提供する場合は、適切な監督を行う。

主な対策例

- ・ 個人情報の取得・利用等の基本的な取扱いを決めたルールをつくる。
- ・ 個人情報は、目的外のことには利用しない。
- ・ 秘密保持のルールをつくり、名簿を取扱う人にその確認を行う。
- ・ 許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする。
- ・ 会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配付する場合は、個人情報を集める際に配付する用紙に、利用目的を記載する。
- ・ 個人情報の取得は、他人の目にふれるため、回覧では行わない。
- ・ 個人情報を取得するときは、個票に記入し封筒に入れて提出してもらう。
- ・ 会員に名簿を配付するときは、盗難や紛失、転売の禁止など注意を呼びかける。
- ・ 漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管する。
- ・ パソコン上の名簿はファイルにパスワードを設定する。
- ・ 漏えいや紛失したとき、誰に報告するかあらかじめ決めておく。
- ・ インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取扱うときは、パソコンにウイルス対策ソフトを入れる。
- ・ 不要となった個人データは適切に廃棄処分する。(シュレッダーなど)
- ・ 名簿の印刷など業者に委託するときは、業者をしっかりと選定し、情報の持ち出し禁止、委託業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡すなど個人情報の適切な管理を実施することについて確認する。また、個人情報が適切に取扱われているか業者の状況を確認する。

個人情報保護法に関するご質問や疑問点があれば、個人情報保護委員会(国の行政機関)が設置している下記窓口にご相談ください。

個人情報保護法相談ダイヤル 電話番号 03-6457-9849

受付時間 平日 9:30~17:30(土日・祝日・年末年始は休業)

○ 自治会への補助金、交付金について

市では、自治会活動を支援するため次の制度を設けていますので有効にご活用ください。

- ・ 自治会振興交付金…自治会の振興につながる活動の支援(P.16 参照)
- ・ 自治会地域社会活動事業補助金…地域の美化活動や自主防災活動等に必要な用具や資機材の購入に対する支援(P18 参照)
- ・ 自治会所有の集会施設(公民館)の新築、増改築及び修繕などに対する補助制度(P19 参照)

○ 自治会の新設、分割、統合について

人口、世帯数の増減が地域的に見られ、自治会の新設や分割については、考慮が必要であると同時に、小規模な自治会の統合を図ることによって、より効果的な活動が期待できます。

自治会の新設・分割・統合については、まちづくり推進課へご相談下さい。(P.49 参照)

○ 自治会の法人化(地縁による団体の認可【地方自治法】)について

自治会で不動産を保有している場合に、個人名で不動産登記などを行っていることがあります。これを個人ではなく自治会として登記できるようにするため、平成3年の地方自治法改正において、自治会が一定の手続きの下に法人格を取得できるようになりました。

さらに令和3年度の改正により、不動産を保有しているかどうかに関わらず、認可申請が可能となりました。

法人格を得るためには市長の認可と告示が必要であり、その申請には必要な要件や書類が必要です。また、認可後、代表者や規約などの告示事項に変更があった場合は、市に届け出が必要です。詳しくは、まちづくり推進課へお問い合わせください。

○ 自治会費から「神社」経費への支出等について

自治会費から祭礼の寄付金・奉賛金など一括して神社費が支払われる場合がありますが、地域の神社祭礼や関連施設の維持なども自治会に割り当てることは、会員個人の信教の自由の観点から慎重に考える必要があります。

しかし、一方で神社祭礼は、地域に根づいた文化的な伝統行事という性格もあり、住民の自主的参加のもとに親交を深める場としても重要です。神社行事の実施にあたっては、自治会員それぞれの考えも尊重しましょう。

○ 消防団員確保の協力について

地域の防災活動において中核的な役割を担う消防団は、団員の高齢化や産業・就業構造の変化等に伴い、その確保が難しくなっています。

一部の自治会において、団員確保に伴う一定の対象者を捉えての活動費、いわゆる「消防団員確保に伴う出不足金」を徴収している例が見られましたが、こちらにつきましては社会通念上好ましいものではないと考えます。

市では、消防団員の処遇改善や団員確保についての積極的な啓発等に努めていますので、自治会の皆様にも、引き続き団員の確保について、ご理解ご協力をお願いします。

なお、自治会からの依頼により「地域におけるボランティア活動」として行うイベント（お祭り、運動会の警備など）など、地域の活動を行う消防団員等に対する協力金については、自治会の総意として意思決定していただければと思います。

※消防団についての詳細につきましては、P.41をご参照ください。

2. 自治会への加入促進

○ 自治会への加入促進について

単身世帯、核家族世帯の増加、個人の価値観の多様化や住民意識の変化に伴い、自治会加入率は低下傾向にあり、未加入世帯は増加傾向にあります。

自治会は、同じ地域の人々が生活環境の向上・地域住民の助け合いなど様々な活動を通じて、自分たちの地域を住みよいまちにしていくことを目的に自主的に結成した任意団体です。防災、防犯の観点からも地域コミュニティの核として自治会はますます重要になってきています。

少しでも多くの住民の方に自治会の意義や活動内容をご理解いただき、自治会への加入促進、並びに地域コミュニティの活性化につなげていきましょう。

《 市では 》

転入者に対して転入届出時に「自治会加入チラシ」（P.8参照）を渡し、該当自治会長の連絡先をお伝えして加入の案内をしています。また、一定規模以上の宅地開発や集合住宅の建設がある場合は、事業者に対し“入居者が自治会に加入するよう奨励すること”を要請しています。

自治会加入を呼びかける方法について

- 配付資料の準備

- ・ 勧誘文書の作成 (P.8 参照)
- ・ 自治会加入チラシ (P.8 参照)
- ・ 自治会を紹介する資料 (例えば総会資料、加入要項 (P.51 参照) など)

- 未加入世帯への訪問

未加入世帯に勧誘のために訪問する際、役員一人での訪問は、相手の抱く信頼感も希薄となるほか、様々な質問等の対応にも苦慮してしまうことがあります。複数人 (2人~3人) で訪問し、丁寧に説明することが大切です。

また、相手の都合等もあるため長時間の訪問は避け、初回は挨拶と勧誘文書等の配付に留め、後日改めて訪問する方法や、食事の時間帯や遅い時間を避けるなど相手への配慮も必要です。

※アパート・マンション等の場合は、事前にオーナーや管理人の協力を得ると効果が得やすい場合があります。

- 自治会の活動内容を分かりやすく伝えましょう

自治会の年間行事予定や主な活動の様子を、総会資料、行事のチラシなどを示しながら説明すると、相手もイメージができ、自治会加入の不安感を軽減できます。

また、子どもから大人まで幅広い年齢層が参加できるお祭りやスポーツなどのイベントは、未加入者にも周知し参加していただくと、加入を促しやすくなります。

- 加入要項を作成し、活動内容などの「見える化」を心掛けましょう

未加入者は、活動内容もさることながら、加入金の額や会費などの経済的な負担、また役員の種類・内容、決定の仕方 (輪番・推薦) などに不安を持っています。未加入者が関心を持っている事項を中心に、加入要項 (加入のしおり) を作成するなどして、分かりやすく示すことを心掛けましょう。

P.51「加入要項例」に、示すと良いと思われる事項を記載していますので、参考にして下さい。

○ 予想される質問と回答例

以下の回答例はあくまで一つの参考としていただき、それぞれの地域の実態に合わせ整理してから説明しましょう。

Q1. 自治会って何ですか？

A1. 自治会は、同じ地域に住む人々が生活環境の向上・地域住民の助け合い・防災、防犯等の安全対策など様々な活動を通じて、自分たちの地域を住みよいまちにしていくことを目的に自主的に結成した任意団体です。

同じ地域に住む人なら誰でも、会の趣旨に賛同して加入することができます。

Q2. 自治会って市の組織なの？

A2. 自治会は、市の組織ではありません。

しかし、自治会は、市との協働関係に基づき、広報紙の配付やごみステーションの管理など市からのさまざまな依頼事項に協力をしています。

地域環境の整備や防災や防犯など地域生活に密着した課題は、個人で解決することは難しく、自治会は、地域全体の課題として、市や関係団体などと連携して取り組んでいます。

Q3. 自治会って加入しないといけないの？

A3. 自治会への加入は、強制ではありません。

しかし、自治会に加入することは、様々な行事を通じて、ご近所同士の「つながり」のきっかけづくりとなります。

また、市広報紙などの行政情報や地域の身近な生活情報などが、自治会を通じて配付や回覧され、様々な情報を入手できるようになります。ぜひ地域の一員として加入していただきたいと思います。

Q4. 自治会ってどのような活動をしているの？

A4. 地域住民の交流・親睦を深めていただく場として、夏祭りや運動会など、年間を通じて様々なイベントを行っています。自治会で行うイベントを通じて、地域住民同士の「つながり」を深めていく活動をしています。また、防犯灯の維持管理、ごみステーションの管理、定期的な美化・清掃活動など、自分たちが住む地域が安全で住みよい環境となるよう活動を行っています。

Q5. 自治会に加入するとどのような利点（メリット）があるの？

A5. 夏祭りや運動会、地域清掃など自治会で行うイベントを通じて、地域住民同士が知り合い、「つながり」ができます。特に、小さなお子さんがいるご家庭だとかういった地域行事に参加することで良い思い出にもなりますし、ご近所さんにお子さんの顔を覚えてもらい、地域の目による防犯対策にもつながります。また、普段お勤めなどでなかなか近所の方と話す機会のない方は、自治会活動に参加することで、地域の方々との「顔の見える関係づくり」に良い機会になると思います。

そして、能登半島地震や東日本大震災でも「地域(ご近所)の力が大きな助けになった」と言われているように、大きな災害の際は、救助隊の到着まで自分たちの生命・安全は自分たちで守らなければなりません。いつ起こるか分からない災害、そして高齢社会の現状を踏まえ、いざというときに行政だけではなく、自治会が主体となって地域での支えあい、助け合いができれば大きなメリットになると考えています。

また、市広報紙などの行政情報や地域の身近な生活情報などが、自治会を通じて配付や回覧されます。

Q 6. 忙しくて活動に参加できないけど、加入後、役員にならないといけませんか？

A 6. 役員は、〇〇の方法で決められていますが、各家庭のご事情はできる限り考慮して役員間で協力しています。地域の一員として、つながりを持っていただけますようお願いいたします。「最初は不安だったが、役員をしてみたら、自治会の活動がよくわかった、知り合いが増えて良かった」という方も多いです。

Q 7. 自治会費っていくらですか。また、どうやって使われているの？

A 7. 自治会費は（月〇〇〇円）で、支払い方法は（年払い／月払い）となります。集められた自治会費については、予算・決算を作成し、自治会の総会で皆さんの承認を得た上で、お祭りや地域清掃、防犯灯の維持費など各種地域活動のために計画的に活用しています。

Q 8. 自治会の活動は、会費だけで運営しているの？

A 8. 自治会費以外に、市から自治会振興交付金や、広報紙等配付手数料、地域社会活動で使用する用具購入に対する補助金、集会施設の建設・修繕に対する補助金などが受けられます。また、お祭り等イベントの売り上げや寄付金、集会所の貸し出しによる収入などで運営しています。

Q 9. ここは借家ですし、永く住む予定ではないのですが・・・

A 9. ここにおられる期間だけでも、同じ地域に住む住民として、自治会の会員である隣近所の方と仲良くしていただきたいと思います。災害など「いざ」というときは親身になって助け合えらと思います。

Q10. 高齢で外出もなかなかできず、行事やお付き合いにも参加できない。自治会に入っても意味がないと思いますが・・・

A10. 高齢者や小さなお子さんの見守りは、日頃からの地域の協力とつながりが大切になってきます。特に大きな災害のときは、高齢者世帯や障がい者などの安否確認と避難は、大きな課題の一つです。そのためには、日頃の声かけや連絡体制、役割などを決め、隣近所や地域で見守る環境を整えておくことが大切だと考えています。自治会員として地域の方々につながることで、安心して暮らすことができるようになると思います。

【自治会加入チラシ】

まちづくり推進課、市民サービスセンターにあります。

あなたも大切な地域の一員

自治会に加入しましょう

いざという時、
たよりになるのは、ご近所さんです

大先輩がいたら… 家族で助け合いたい… 町で芝生をつくりたい…

人と人との「つながり」

自治会が町内の人々をつなぐ「軸」。町内が安心できる生活環境を整えていきます。

町内での情報を知りたい… 世帯の事が知りたい… 町内へ入居を促したい…

市や地域との「つながり」

町内での生活環境を良くし、暮らしを楽にする活動を行います。また、町内の安全・安心・防災対策も実施していきます。

●自治会とは？

- 自治会は、町長や議員の補佐として、町民の生活向上、防犯、防犯活動等として、町民の生活向上に努めます。
- 町民のつながりを大切にする心と、困ったとき、助け合いたいとき、お互いに協力し合うことが大切です。
- 市では、自治会に対して政府資金のほか、公益定費への補助金が様々な形で支給を行っています。

【各務原市自治会連合会・各務原市】

～笑顔があふれる元気なまちの実現に向けて～

自治会（町内）では、こんな活動をしています

- 市や地域の情報提供**
町内での生活環境を良くし、暮らしを楽にする活動を行います。
- 快適なまちづくり**
町内での生活環境を良くし、暮らしを楽にする活動を行います。
- 楽しいまちづくり**
町内での生活環境を良くし、暮らしを楽にする活動を行います。
- 安心なまちづくり**
町内での生活環境を良くし、暮らしを楽にする活動を行います。
- 安全なまちづくり**
町内での生活環境を良くし、暮らしを楽にする活動を行います。

●自治会に加入するには？

町内の自治会に加入してください。

自治会名: _____

会 員 名: _____ TEL: _____

【問い合わせ先】 各務原市自治会連合会（事務局：各務原市役所 市長公室まちづくり推進課）
〒504-8555 各務原市東加茂町1丁目89番地 TEL：058-383-1662

（勧誘文書の例）

新しく住民になられた皆さまへ

○年○月○日

ごあいさつ

この度は○○町内へご転入されましたことを会員一同心より歓迎いたします。

子ども○○自治会では、この地域で暮らす皆さんが、安心・安全で住みよい環境で生活できるよう、日頃から地域活動に取り組んでいます。ごみステーション（分別収集）の管理、定期的な美化・清掃活動、防犯灯の維持管理などもその取り組みの一つです。

本日は、私たち○○自治会の活動をご紹介する資料をお届けしましたので、ご一読いただき、ぜひ自治会に加入していただけますようお願いいたします。

◎自治会長：○○ ○○ 住所：○○町○○番地○○（電話：○○○-○○○○）

あなたの所属する班は○○班です。

◎班 長：○○ ○○ 住所：○○町○○番地○○（電話：○○○-○○○○）

※ご不明な点やお困りのことがありましたら、自治会長もしくは班長まで遠慮なくお申し出ください。

3. 市への要望

○ 市への要望方法について

住みよい地域環境づくりを目指して自治会活動を行っていただきますと、地域だけでは解決できない問題などを、市の担当部署などに相談・要望を行うことがあります。要望書の提出先（担当部署）が分からない場合は、まちづくり推進課または最寄りの市民サービスセンターへ提出してください。なお、稲羽・蘇原・鵜沼の各市民サービスセンターとまちづくり推進課に、各地区エリア担当職員（P.23 参照）を配置していますので担当部署、記入方法などご不明な場合はご相談ください。

要望にあたっては、次のことに留意してください。

- ① 内容については、自治会内で十分に協議し意思の統一がなされていること
- ② 個人的な要望でないこと
- ③ 要望が複数あるときは、優先順位をつけること
- ④ 位置が把握できる地図などの添付
- ⑤ 現状が把握できるような写真などの添付
- ⑥ 自治会名、自治会長名、連絡先を記入

※次頁の書式をコピーするなどしてお使いください。

※要望書の書式は市の公式ウェブサイトからも取得することができます。

●市公式ウェブサイト

ホーム > くらし・市政（便利なサービス）> 申請書ダウンロード > 自治会

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1005193/1005202.html>

受付期間：

4月1日～6月30日

※緊急を要するものについては、この限りではありません。

提出先：

- ・担当部署
- ・まちづくり推進課、稲羽・蘇原・鵜沼市民サービスセンター

※自治会長専用ポスト、まちづくり推進課代表メールもご利用ください。

●まちづくり推進課代表メールアドレス

machidukuri@city.kakamigahara.gifu.jp

進捗状況の回答：

提出いただいた要望書は下記の時期に取りまとめて回答します。

4月～9月分（11月下旬に回答）

10月～12月分（翌年の2月下旬に回答）

1月～3月分（翌年の5月下旬に回答）

令和 年 月 日

各務原市長宛

自治会名 _____

会長名 _____

連絡先 _____

自治会要望書

以下の件について要望します。

件名	
要望内容	
場所	各務原市
要望理由	
その他 (必要に応じ要望箇所や状況がわかるような地図、写真等を添付願います)	

第2章 自治会連合会

1. 各務原市自治会連合会

○ 各務原市自治会連合会とは

単位自治会の地域連携のため、概ね各小学校区を区域として17の地域自治会連合会があります。また、上部組織として各地区（那加、稲羽・川島、鵜沼、蘇原）自治会連合会があります。さらに、その全市的な組織として「各務原市自治会連合会」が組織されています。役員には地域自治会連合会の長があたり、地域および市政との連携を図っています。

なお、市は各務原市自治会連合会へ自治会連合会活動事業補助金を交付しています。

○ 連合会の組織（自治会数）

各務原市自治会連合会 (380)	那加地区 (101)	那加第1自治会連合会	(21)
		那加第2 東部自治会連合会	(15)
		那加第2 雄飛地区自治会連合会	(16)
		那加第3自治会連合会	(27)
		尾崎自治会連合会	(22)
	稲羽・川島地区 (60)	稲羽西自治会連合会	(14)
		稲羽東自治会連合会	(11)
		川島自治会連合会	(35)
	鵜沼地区 (151)	鵜沼第1自治会連合会	(24)
		鵜沼第2自治会連合会	(27)
		陵南自治会連合会	(12)
		鵜沼第3自治会連合会	(33)
		各務自治会連合会	(22)
		緑苑自治会連合会	(18)
		八木山自治会連合会	(15)
	蘇原地区 (68)	蘇原北自治会連合会	(32)
		蘇原南自治会連合会	(36)

2. 自治会まちづくりミーティング

○ 自治会まちづくりミーティングとは

市長が自治会長と直接懇談する機会を設け、地域の課題や住民の意見などを市政に反映させるとともに、市の政策や事業を説明しながら市政への理解と協力を図るため、市自治会連合会と市が共催で「自治会まちづくりミーティング」を開催しています。

第3章 市役所ガイド

1. 市役所の仕組みと主な仕事

○組織と主な仕事

(令和6年4月1日現在)

会計課 (本庁舎 2 階)	市費の出納、支出命令の審査、指定金融機関、決算の調製など
市長公室	
秘書室 (本庁舎 3 階)	秘書、表彰など
広報課 (本庁舎 3 階)	広報紙の編集・発行、ウェブサイト、テレビ・ラジオ等の広報、シティプロモーションなど
人事課 (本庁舎 3 階)	職員の定数、採用、勤務条件、給与、研修など
まちづくり推進課 (本庁舎低層棟 2 階)	市民相談室の開設、消費者の保護、自治会との連絡調整、ボランティア及び NPO 活動、まちづくりミーティング、まちづくり活動推進事業、交通安全対策、空家対策、防犯対策、市民憲章の推進など
防災対策課 (本庁舎 4 階)	危機管理の企画立案、防災の総括など
企画総務部	
企画政策課 (本庁舎 3 階)	行政の重要な施策の企画、総合計画、行政組織、行政改革など
総務課 (本庁舎 5 階)	条例・規則等の制定及び改廃、基地対策、防衛施設周辺地域の集会施設、個人情報保護、行政情報公開制度、統計など
財政課 (本庁舎 3 階)	予算の編成・執行、寄附金、土地開発公社など
情報推進課 (本庁舎 4 階) デジタル推進室	デジタル施策の企画・推進、情報システム及び庁内ネットワークの管理、情報セキュリティ対策など
管財課 (本庁舎 5 階)	公有財産の管理、本庁舎及び産業文化センターの管理、庁舎等建設など
契約経理課 (本庁舎 5 階)	契約業者の資格審査、工事・物品購入等の契約、庁内財務運営など
市民生活部	
税務課 (本庁舎 2 階)	税制調査、市税の収納、納税証明、滞納市税の催告・徴収、納税相談など
市民税課 (本庁舎 2 階)	市民税の賦課及び減免、納税通知書の発行など
資産税課 (本庁舎 2 階)	土地及び家屋等の証明、土地・償却資産・家屋の課税台帳並びに調査及び評価、地籍図等の管理、固定資産税・都市計画税の賦課及び減免など
市民課 (本庁舎 1 階)	出生・死亡・転入・転出・印鑑登録等の受付、戸籍謄抄本・住民票等の写しの交付、埋火葬の許可、旅券発行、国民健康保険・年金資格の届書受付、マイナンバーカードの交付など
尾崎市民サービスセンター	
稲羽市民サービスセンター	
鵜沼市民サービスセンター	出生・死亡・転入・転出・印鑑登録等の受付、戸籍謄抄本・住民票等の写しの交付など
みどり坂市民サービスセンター	
蘇原市民サービスセンター	
川島市民サービスセンター	

医療保険課（本庁舎 1 階）	国民健康保険の資格・給付、医療費の適正化、保険料の賦課・減免・徴収、後期高齢者医療制度、特定健康診査、すこやか健診など
環境室	
環境政策課（本庁舎 2 階）	環境施策の企画・調整、廃棄物不法投棄の処理・指導、ごみの減量、リサイクル推進、公害対策、火葬場、市営墓地の管理、浄化槽、畜犬登録など
北清掃センター	ごみ処理施設
クリーンセンター	し尿処理施設
健康福祉部	
福祉政策課（本庁舎 2 階）	地域福祉計画、社会福祉協議会、社会福祉事業団、戦傷病者・戦没者遺族等の援護、日本赤十字社、保護司、各種福祉施設の管理など
社会福祉課（本庁舎 1 階）	生活保護、民生委員児童委員、各種障害者手帳の交付、障がい者自立支援、障がい者手当など
高齢福祉課（本庁舎 2 階） 地域包括ケア推進室	高齢者の生活支援、シニアクラブの育成・指導、養護老人ホーム等の入居措置・管理、地域包括支援センター、フレイル予防など
介護保険課（本庁舎 2 階）	要介護・要支援認定、介護被保険者の資格管理、介護保険給付、介護保険事業所等の運営指導など
子育て応援課（本庁舎 1 階） 保育所（4 カ所） 子ども館（5 カ所）	子ども館、保育所、認定こども園、幼稚園など
子ども家庭支援課（本庁舎 1 階） こども家庭センター	母子寡婦福祉、児童手当、児童扶養手当、子育て支援、女性・家庭児童相談、妊娠・出産・子育てに関する相談など
健康管理課（総合福祉会館 1 階） 保健相談センター 東保健相談センター	感染症予防、栄養指導、献血、休日急病診療所の管理運営、予防接種、特定保健指導など
産業活力部（産業文化センター：以下「産文」と表記）	
商工振興課（産文 6 階） 企業人材全力応援センター	商工業の振興、中小企業・勤労者の融資、工業団地開発計画、企業立地、勤労会館、産業会館等の管理など、公共交通に関する企画・施行など
産業政策課（産文 6 階）	産業振興計画、企業動向の情報収集・対策など
観光交流課（産文 6 階） 中山道鶯沼宿町屋館・脇本陣	各務原ブランドの推進、多文化共生、国際交流、観光事業の企画・宣伝、観光イベントなど
いきいき楽習課（産文 6 階） 中央ライフデザインセンター 西ライフデザインセンター 川島ライフデザインセンター 東ライフデザインセンター	生涯学習の推進、生涯学習関係団体の育成・指導、社会教育委員、市民会館の管理、文化芸術の振興、文化団体との連絡調整など 各種講座の開講、クラブサークルへの支援など
農政課（産文 6 階）	農業振興計画、農業委員会事務局、市民農園、森林環境保全、日本ラインうぬまの森の管理、土地改良事業、農畜産物の衛生管理・害虫駆除など

都市建設部	
都市活力創造課（本庁舎 5 階）	土地利用検討地域の計画、施行など
建設管理課（本庁舎 5 階）	土木行政の総合企画・調整、国・県その他団体との交渉連絡、道路・河川等の境界、占用・使用、通行禁止・制限、放置自動車など
用地課（本庁舎 5 階）	道路・河川・水路用地取得など
都市計画課（本庁舎 5 階）	都市計画の総合企画・調査・決定、市街地再開発、土地区画整理事業、地区計画道路、都市景観、屋外広告物の設置など
道路課（本庁舎 5 階）	道路の計画・設計・施工、維持補修、街路事業の計画、交通安全施設・防犯灯の管理など
河川公園課（本庁舎 5 階）	公園の設計・施工・維持管理、河川水路等の設計・施工・維持管理、都市緑化の推進など
建築指導課（本庁舎 5 階）	市有建築物の設計・審査、市営住宅の管理、建築物の耐震、開発行為の審査・指導、優良住宅の認定など
水道部	
水質改善対策室（水道庁舎 4 階）	水道水の水質改善など
水道総務課（水道庁舎 1 階）	給水装置工事事業者の指定、水道料金の調定・徴収など
水道施設課（水道庁舎 2 階、4 階）	給水工事、量水器の取付け・取替え、水質保全、水源関連施設の維持管理など
下水道課（水道庁舎 1 階）	公共下水道の計画・普及、受益者負担金、下水道施設の維持管理など
消防本部	
総務課（消防庁舎 2 階）	消防行政の企画・組織、消防団など
予防課（消防庁舎 2 階）	火災予防啓発、危険物施設等の許認可、防火クラブ等の育成・指導、消防訓練、違反消防対象物の是正など
消防課（消防庁舎 2 階）	火災・災害の警防救助計画、消防水利の設置・維持管理、救急救命講習など
指令室（消防庁舎 3 階）	災害救助指令業務など
西部方面消防署 川島分署 尾崎出張所 南出張所	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療情報センター Tel058-382-3799 ・ 消防情報テレホンサービス Tel0180-995-494 Tel058-371-4949 </div>
東部方面消防署 北分署 みどり坂出張所	
教育委員会事務局	
教育施設整備推進室（産文 7 階）	新総合体育館、特別支援学校の計画・整備など
総務課（産文 7 階）	教育に関する総合的企画、学校備品等管理、放課後児童クラブ運営業務など
学校施設課（産文 7 階） 学校整備推進室	学校施設等の管理、営繕、整備計画など
学校給食センター	献立作成、衛生管理など

学校教育課（産文7階） 小学校（17校） 中学校（8校） 特別支援学校（1校） 教育センター（図書館4階）	入学・転学・卒業事務、就学援助、教職員研修、学校保健計画、小中学校の学習・生徒・進路指導、教職員の人事及び給与など 子どもの発達、教育相談支援、教職員のメンタルヘルス、研修など
中央図書館 川島ほんの家 中央ライフデザインセンター図書室 もりの本やさん	図書館資料の貸出・返却、視聴覚機器の貸出、移動図書館など
青少年教育課（産文7階） 少年センター（産文7階）	青少年育成市民会議、青少年団体の指導及び育成、通学路見まもり隊など 少年の生活指導と補導、少年相談など
少年自然の家	少年団体の研修受け入れ、体験活動など
文化財課（産文7階） 埋蔵文化財調査センター 歴史民俗資料館 木曾川文化史料館	文化財の保護・管理、資料の調査・研究・刊行など 埋蔵文化財の発掘・調査・展示・研究など 地域の歴史に関する調査・展示・研究など 木曾川文化史料館の管理・運営など
スポーツ課（産文7階） グリーンスタジアム管理室	スポーツ・レクリエーション、スポーツ団体の育成・指導、スポーツ推進委員、体育施設の運営・管理など グリーンスタジアムの管理・運営など
議会事務局	
総務課（本庁舎6階）	市議会議員に関すること、市議会の運営など
選挙管理委員会事務局・公平委員会・監査委員事務局	
選挙管理委員会（産文6階）	選挙の管理執行、選挙人名簿の調製など
公平委員会（産文6階）	職員の勤務条件に関する処置の要求に対する、審査・判定・必要な処置など
監査委員会（産文6階）	監査・検査、審査の実施及び結果の報告・通知・公表など
固定資産評価審査委員会（産文6階）	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定など
（参考）社会福祉協議会（総福2階）Tel.058-383-7610 社会福祉事業団 基幹相談支援センター（本庁舎1階）Tel.058-389-7111	

2. 自治会への連絡事項

市役所からの連絡事項などで、自治会全般に関わるものについて主なものを掲載します。

1) 自治会行政協力員報償金

《 説明 》

市からの依頼による事務を区域内住民に伝達していただくとともに、防災防犯、地域福祉、環境美化などにかかる自治会活動と行政の連携のため、自治会長を「自治会行政協力員」に委嘱し、報償金を支払います。

○ 名称

自治会行政協力員報償金

○ 金額

報償金（年額）＝ 均等割 ＋ 世帯割

均等割：25,000 円（年額）

世帯割：440 円（年額） × 加入世帯数

※加入世帯数の基準日 上半期分：9月1日、下半期分：1月15日

※上記により算出した額から源泉徴収税額（令和6年分3.063%）を引いた額を支払います。

○ 支払い時期

10月（上半期分）と翌年4月（下半期分）の2回に分けて自治会長に支払います。

※振込口座、マイナンバー（個人番号）及び加入世帯数などについて事前に照会します。

○ 注意事項（税の申告について）

報償金は給与収入となりますが源泉徴収を行っていますので、報償金の年額が20万円未満の方は所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、複数から収入があり申告が必要な方や医療費控除等の税額控除を受ける方、自営業者の方など確定申告をされる場合は、報償金も給与収入に計上してください。

確定申告の詳細については、岐阜南税務署にお問い合わせください。

なお、市・県民税については、支払者（各務原市）より市民税課に報告が入るので金額にかかわらず申告は不要です。

ただし、確定申告をされない方で市・県民税の各種控除の適用を受けるために申告をされる方は、報償金も含めて申告する必要があります。

《 担当課 》 報償金について・・・まちづくり推進課（本庁舎低層棟2階）Tel.058-383-1662

確定申告について・・・岐阜南税務署 Tel.058-271-7111

市・県民税について・・・市民税課（本庁舎2階）Tel.058-383-1114

2) 自治会振興交付金

《 説明 》

自治会と行政のパートナーシップによる元気な各務原市づくりを推進するため、自治会活動を支援しています。

次の(1)～(5)の事業を対象に各自治会に自治会振興交付金を交付します。

(1) 緑と花の地域づくり活動

(2) コミュニティづくり活動

<p>(3) 健康づくり活動</p> <p>(4) 清潔で安全な環境づくり活動</p> <p>(5) その他自治会の振興につながる活動</p>
<p>○ 名称</p> <p>自治会振興交付金</p> <p>○ 金額</p> <p>交付金額（年額）＝ 均等割 ＋ 清掃協力費 ＋ 世帯割 ＋ 防犯灯管理費（LED 防犯灯以外）</p> <p>均等割： 40,000 円（年額）＋ 清掃協力費 500 円（年額）</p> <p>世帯割： 900 円（年額）× 加入世帯数</p> <p>防犯灯管理費： 750 円（年額）× 防犯灯設置基数（LED 防犯灯以外）</p> <p>※加入世帯数の基準日 9月1日</p> <p>○ 支払い時期</p> <p>9月下旬に自治会に支払います。事前に加入世帯数、防犯灯設置基数（LED 防犯灯以外）、振込口座、活動計画などについて照会をします。</p> <p>※活動計画書の報告様式は市の公式ウェブサイトから取得することができます。</p> <p>●市公式ウェブサイト</p> <p>ホーム > くらし・市政（便利なサービス） > 申請書ダウンロード > 自治会</p> <p>https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1005193/1005205.html</p>
<p>《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662</p>

3) 広報紙等配付手数料、広報紙、回覧

<p>《 説明 》</p> <p>自治会加入世帯などへの広報紙や回覧などの配付を自治会へ依頼しています。</p>
<p>○ 名称</p> <p>広報紙等配付手数料</p> <p>○ 金額</p> <p>手数料（年額）＝ 1,000 円 × 配付世帯数</p> <p>※配付世帯数の基準日 上半期分：9月1日、下半期分：1月15日</p> <p>○ 支払い時期</p> <p>9月下旬（上半期分）と2月中旬（下半期分）の2回に分けて自治会に支払います。事前に世帯数、振込口座などについて照会をします。</p>
<p>○ 依頼時期</p> <p>毎月2回の広報紙「広報かかみがはら」の発行日（1日・15日）にあわせて、自治会長宅へ配付世帯数分の広報紙等や回覧文書などを配達します。</p> <p>※1日号は前月末、15日号は月の中旬を配達日の予定としていますが、配付する文書が多くなる場合は遅れることがあります。</p> <p>○ 配付世帯数、回覧数の変更</p> <p>配付世帯数、回覧数に変更があった時は、随時、まちづくり推進課へ専用フォームや電話などでご連絡ください。ただし、広報紙の発行日間近での変更の連絡は、次々号からの変更になります。</p>

また、広報紙は、市役所、産業文化センター、市民サービスセンターなどの主要公共施設の窓口で受け取ることもできますし、市の公式ウェブサイトでも広報紙および市から発送している回覧文書を掲載していますので、ご活用ください。

●広報紙配付世帯数・回覧部数等報告（報告専用フォーム）

<https://logoform.jp/form/en3w/54440>



●市公式ウェブサイト

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp>

○回覧文書

市公式ウェブサイト

ホーム > 市政情報 > 広聴・広報 > 広報各務原 > 自治会回覧文書



スマートフォンやタブレット端末から、電子ブックで広報紙を読むこともできます。

●スマートフォン用アプリ「マチイロ」

専用のアプリ「マチイロ」をダウンロードして、個人登録することが必要です



●Gifu ebooks（ギフイーブックス）

岐阜県に特化した電子書籍ポータルサイトです。インターネット上で、広報紙をはじめとした書籍、パンフレット、リーフレットなどを電子書籍として無料で読むことができます。

<https://www.gifu-ebooks.jp/#>

●マイ広報紙

自治体などが発行する広報紙を記事ごとにデータ化し、インターネットで無料配信するサービスです。

<https://mykoho.jp/koho/>

《 担当課 》

- ・広報紙等配付手数料、配付世帯数・回覧数の変更など
まちづくり推進課（本庁舎低層棟2階）TEL058-383-1662
- ・広報紙・回覧文書の発送など
総務課（本庁舎5階）TEL058-383-1526
- ・広報かかみがはらの編集発行など
広報課（本庁舎3階）TEL058-383-1900

4) 自治会地域社会活動事業補助金

《 説明 》

自治会自らの創意工夫による地域社会活動を推進するために、自治会が行う公益的事業のうち、地域の美化活動や安全活動、自主防災活動に必要な用具の購入に対して、その経費の一部を補助します。

○ 名称

自治会地域社会活動事業補助金

<p>○ 補助対象</p> <p>① 地域の美化活動及び安全活動のための用具（美化用具等）購入</p> <p>② 自主防災活動のための用具（防災資機材）購入</p> <p>○ 補助金額</p> <p>購入額（総額2万円以上）の2分の1（百円未満切捨て）</p> <p>補助金上限年額 8万円</p> <p>※ ただし、「美化用具等」の購入に対しては、補助金上限年額が4万円になります。</p> <p>※ 令和6年能登半島地震発生に伴う緊急取組期間として、令和6年度のみ上限年額を8万円とします。（令和7年度以降の上限年額は6万円となります。）</p> <p>○ 申請締め切り日</p> <p>令和7年1月31日</p> <p>○ 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず購入前に申請を行ってください。 ・発注から納品まで時間がかかる用具については、早めの申請をお願いします。 ・令和6年度中にすべての手続き（購入、支払い、請求）の完了が必要です。 <p>※申請書等の様式は市の公式ウェブサイトから取得することができます。</p> <p>●市公式ウェブサイト</p> <p>ホーム > くらし・市政（便利なサービス） > 申請書ダウンロード > 自治会</p> <p>https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1005193/1005208.html</p>
<p>《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟2階）TEL058-383-1662</p>

5) 集会施設に対する補助金

<p>《 説明 》</p> <p>地域活動を目的とした自治会の集会施設（公民館）の耐震化や維持管理のため、自治会が集会施設を新築、改築、修繕などをする場合に、その要件に応じて費用の一部を補助します。</p>
<p>○ 名称</p> <p>集会施設に対する補助金</p> <p>○ 補助対象</p> <p>自治会や地域自治会連合会が所有し、又は主として管理する集会施設の建設、修繕などが対象になります。また、集会施設及びその付属施設の災害復旧も対象になります。</p> <p>耐震化を図るための修繕も対象となりますが、その場合は、耐震診断書及び補強計画の提出が必要となります。なお、市が建設した集会場などは対象外となります。この場合は、総務課にご相談ください。</p> <p>○ 補助金額</p> <p>① 新築・改築 建築基準単価×建築延床面積の3分の2（上限2,000万円）</p> <p>② 修繕 （補助対象事業費－30万円）の2分の1（上限150万円）</p> <p>※令和6年度より修繕に対する補助を拡充し、上限金額が変更となりました。</p> <p>○ 希望調査</p> <p>毎年7月に次年度の事業計画についての希望調査を行います。（見積書の添付が必要）</p> <p>この調査で希望のあった事業に対して、次年度、予算の範囲内で補助金を交付します。</p>

○ 注意事項 事業を行うにあたっては、自治会内で十分協議し（自治会の総意が必要）、長期的な計画を立ててください。
《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

6) 防犯カメラ設置に対する補助金

《 説明 》 自主的な地域防犯活動の支援を行うとともに、犯罪のない安全安心なまちづくりの推進を図るため、防犯カメラを設置する自治会又は地域自治会連合会に対し、その要件に応じて費用の一部を補助します。
○ 名称 自治会防犯カメラ設置事業補助金
○ 補助対象 防犯カメラの機器等及び表示板の購入費用、設置工事費用、賃借料（初回の設置に係るものに限る） ※防犯カメラの保守費用、保険料、修理費用、電気料金等の維持管理費並びに機器等の更新、移設及び撤去に係る費用等は補助対象外です。
○ 補助金額 補助対象となる経費の額の 2 分の 1（上限 50 万円）
○ 希望調査 毎年 7 月に次年度の事業計画についての希望調査を行います。 この調査で希望のあった事業に対して、次年度、予算の範囲内で補助金を交付します。
○ 注意事項 事業を行うにあたっては、自治会内で十分協議し（自治会の総意が必要）、長期的な計画を立ててください。
《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

7) 一般コミュニティ助成事業に対する補助金

《 説明 》 一般コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業として自治会等の団体が利用するコミュニティ活動に必要な備品等の購入を対象に助成を行うものです。 全国から都道府県を通じて取りまとめられた中から、自治総合センターが審査し、助成する制度です。
○ 名称 一般コミュニティ助成事業補助金
○ 助成対象 コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業（建築物、消耗品は除く）
○ 補助金額 100 万円から 250 万円までの範囲で全額（税込み 100 万円以上の事業に限る） ※10 万円未満は切り捨て（10 万円未満の経費は団体の負担となります）

○ 応募スケジュール（予定）

令和6年	6月上旬	説明会の開催
令和6年	8月下旬	応募締め切り
令和6年	9月上旬	申請団体の決定（申請件数の上限あり）
令和6年	10月	市と共同で県へ申請書提出
令和7年	3月下旬	自治総合センターの交付決定
令和7年	7月	市の交付決定後、事業開始
令和8年	1月	事業完了
令和8年	2月	実績報告書提出

○ 注意事項

- ① 市の交付決定が令和7年7月以降になるため、発注が7月以前のものは申請できません。
 - ② 防災目的の備品、防犯カメラ、個人の利用に留まるもの、各戸へ配付するもの、特定の宗教団体の名称が入ったお祭り用備品等対象とならないものがあります。
 - ③ 複数年度にまたがる事業は対象となりません。
 - ④ 補助を受けた備品すべてに「宝くじの社会貢献広報」が必要となります。
（印刷やシール、プレートでキャラクターデザインの表示が必要）
 - ⑤ 宝くじの普及、啓発のため市の広報紙に掲載させていただきます。
- ※ その他、さまざまな条件がありますので、詳細は下記までご相談ください。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟2階）TEL058-383-1662

8) まちづくり担い手マッチング事業

《 説明 》

地域に貢献する市民活動団体、クラブ・サークル、個人、自治会、企業などが結び付ききっかけを提供し、つながりづくり（マッチング）を促進しています。自治会の担い手不足や地域課題の解決のため、ぜひご参加ください。

○ 参加申込

随時受付しています。

参加をご希望の場合は、専用フォーム（右記二次元コード）からお知らせいただくか、まちづくり推進課 まちづくり推進係にご相談ください。



○ 事業内容

- ・ 参加団体情報の周知（冊子・ウェブサイト）
- ・ 交流機会の提供
- ・ きっかけツール「ラブレター」・個別マッチング仲介
- ・ マッチングコーディネーターによるアドバイス

● 市ウェブサイト

ホーム > くらし・手続き > 市民活動・まちづくり活動・自治会 > まちづくり活動 > まちづくり担い手マッチング > まちづくり担い手マッチング事業とは

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/shiminsanka/1001857/1001933/1001934.html>



《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟2階）TEL058-383-1997

9) まちづくり活動補償制度

《 説明 》

まちづくり活動（自主的かつ無報酬で行うボランティア活動や公益活動など）中の事故について、市が保険会社と契約を行い、その契約の範囲内で補償をする制度です。

（※補償は、あくまで契約の範囲内ですので、全ての事故を補償することはできません）

○ 対象

各務原市内に活動拠点を置くまちづくり活動団体等が行う活動

（まちづくり活動団体は、3名以上で構成され、構成員の60%以上が各務原市に在住、在勤、在学していること）

○ 対象となる活動

次の4つの要件を全て満たす活動です。

- ① 市民により自主的に組織された団体（自治会含む）が行っている活動
- ② 無報酬の活動（交通費など実費の支給は無報酬とみなします）
- ③ 計画的または継続的に実施されている活動※
- ④ 公益性のある活動

※年間計画等で、あらかじめ実施日時・場所・活動者等が定められている活動が対象になります。（活動前に作成した活動の計画表・回覧文書・行事のチラシ・活動者名簿等をご準備ください。）

○ 対象となる事故

① 傷害事故

まちづくり活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、まちづくり活動中の代表者等または活動者が死亡またはケガをした事故

② 賠償責任事故

まちづくり活動中に代表者等の過失により、他者の生命、身体または財物に損害を与え、当該代表者等が法律上の損害賠償責任を負う事故

③ 特定疾病事故

まちづくり活動中の代表者等または活動者が外来の事故によらず突発的に発症した急性心疾患、急性脳疾患等を原因として死亡した事故

○ 事故が起こった後の手続き方法

事故が発生した場合はすみやかに、市役所関係各課もしくは、まちづくり推進課までご連絡ください。

その後、市から申請書類をお渡ししますので、必要事項を記入し、下記の活動の内容が確認できる書類を添付して、事故の発生から14日以内にまちづくり推進課へ提出してください。

■活動の内容が確認できる書類（その他の書類が必要となる場合もあります）

- ・団体の規約
- ・代表者、活動者の名前・住所が載っている名簿
- ・活動の計画表
- ・行事のチラシ

○ 注意事項

この補償制度は万が一の場合を想定したものです。故意や重大な過失によるものや、活動の内容によっては補償できない場合があり、本制度があるから全て安心とはいえませんので、民

間の行事保険等への加入も別途ご検討願います。

また、上記の内容が制度の全てではありませんので、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

10) エリア担当職員

《 説明 》

市と市民の皆さんとのパイプ役となり、地域の事情に即した情報提供や地域コミュニティを支援するためエリア担当職員 4 人を各地区に配置しています。

要望書の提出、地域と行政との連絡、地域課題の把握・解決に向けた相談などお気軽にお問い合わせください。

《 配置場所 》

那加地区 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階） TEL058-383-1662

稲羽・川島地区 稲羽市民サービスセンター TEL058-382-0209

鵜沼地区 鵜沼市民サービスセンター TEL058-384-2111

蘇原地区 蘇原市民サービスセンター TEL058-383-7551

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

11) 自治会長専用ポスト及び自治会長専用封筒

《 説明 》

まちづくり推進課では、「自治会長専用ポスト」を設置するとともに、「自治会長専用封筒」を配付しています。まちづくり推進課との連絡にご利用ください。

- 自治会長専用ポスト
 - ・ 設置場所：本庁舎北東出入口（風除室）及び各市民サービスセンター（6 か所）
 - 自治会長専用封筒
 - ・ 切手不要です。そのまま、郵便ポストに投函ください。
 - ・ 封筒記載の宛先は変更できません。
- ※「自治会長専用ポスト」にも投函できます。
- 注意事項
 - ・ まちづくり推進課への提出書類に限ります。
 - ・ 封筒には、自治会名及び自治会長氏名を必ず記載してください。
 - ・ 募金や義援金等の金銭の封入はできません。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

12) 電子メールによる連絡文書等の送信

《 説明 》

市から自治会への連絡文書等の送付について、希望される自治会長に対し、電子メールによる送信を行っています。

なお、連絡文書等については、当面の間、電子メールによる送信の有無に関わらず、すべての自治会に対して、従来どおり紙媒体で送付させていただきます。

- 専用フォーム（右記二次元コード）または、下記インターネットフォームよりご連絡ください。（※希望自治会のみ）

<https://logoform.jp/form/en3w/467148>

※回答送信後、受付完了メールが送付されますので、必ずご確認ください。
受付完了メールが届かない場合や、フォームからの登録ができなかった場合はまちづくり推進課へお知らせください。

また、データ化できない文書については、電子メールでの送信は行いませんのでご了承ください。



《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

13) 外国語版広報紙

《 説明 》

- 依頼時期

毎月末から月初めにかけて、自治会長宅へ希望世帯数分の外国語版（ポルトガル語、ベトナム語、英語、やさしい日本語）広報紙を郵送いたします。

※市の広報紙などから抜粋して作成しているため、日本語の広報紙より遅れます。

- 希望世帯数の変更

希望世帯数に変更がある場合は、随時、観光交流課へ電話などでご連絡ください。

ただし、広報紙の発行日間近での変更の連絡は、次々号からの変更となります。

また、外国語版広報紙は、市役所、産業文化センター、市民サービスセンターなどの主要公共施設の窓口で受け取ることもできますし、各務原国際協会のホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.kial986.org/>



《 担当課 》 観光交流課（産業文化センター6 階）TEL058-383-1426

14) 外国人市民向け生活ハンドブック

《 説明 》

- 外国人市民が安心して各務原市で生活できるよう、必要な手続きなどを記載した、生活ハンドブックを作成しています。対応言語は、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語の 4 言語です。また、全てに「やさしい日本語」が併記してありますので、4 言語以外の外国人市民であっても、理解しやすい冊子となっています。

- 市役所観光交流課の窓口で受け取ることができます。

また、市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/foreigners/1011778.html>



《 担当課 》 観光交流課（産業文化センター6 階）TEL058-383-1426

15) 市政掲示板の管理

《 説明 》

現在設置されている市政掲示板は、自治会所有に移管されていますので、管理・修繕・撤去等は、各自治会で行っていただきますようお願いいたします。

《 担当課 》 広報課（本庁舎 3 階）TEL058-383-1900

16) ごみステーションの管理

《 説明 》

家庭用のごみ出しで利用するごみステーションの管理は、自治会の皆さんの協力のもとで行われています。ごみステーションの新設・変更・廃止は市への申請が必要となります。新たにごみステーションの設置を希望する際は、自治会長から「ごみステーション要望書」を提出いただき、現地調査を行い、ごみ収集車の通行・作業に支障がないかを確認し決定します。

また、管理上問題が生じた場合は、担当課までご相談ください。

《 担当課 》 環境政策課（本庁舎 2 階）TEL058-383-4230

17) ごみの分別収集

《 説明 》

毎月 1 回収集の「分別して出すごみ」の日には、自治会の皆さんにごみステーションでの配布済コンテナの設置や分別指導をお願いしています。

※平成 23 年度から、「分別収集協力報償金」は「自治会振興交付金」に統合されました。

《 担当課 》 環境政策課（本庁舎 2 階）TEL058-383-4230

18) 市民清掃の日

《 説明 》

市民憲章には、「自然と文化財を守り、美しいまちを作ります」という標語があり、市民憲章推進協議会が年 2 回「市民清掃の日」を定め、一斉の河川清掃を中心とした美しいまちづくり運動として推進し定着してきたものです。令和 6 年度より、河川清掃は取りやめとなりましたが、今後も地域自治会連合や自治会などの判断により、地域の身近な場所の清掃活動を実施しましょう。

市民憲章については、団体の紹介 23) 市民憲章推進協議会（P.45）を参照ください。

○市民清掃の日

- ・実施日 1 回目 7 月 第 1 日曜日 ・ 2 回目 11 月 第 1 日曜日
- ・実施場所 地域自治会連合や自治会などで決定
- ・ごみの回収 自治会から提出された「市民清掃用ごみ収集依頼書」に基づき、市が業者に手配し回収します。

（注）市民清掃の日以外の自治会活動で出たごみの処分については、P.47 を参照ください。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

19) 防犯ボランティア活動（登録）支援制度

《 説明 》

安全で安心して暮らせる地域づくりのため、防犯を目的としたパトロール活動等を自主的に行うボランティア団体に対し、防犯活動のための帽子や腕章等を配付します。

○ 対象

- ① 月 1 回以上、防犯ボランティア活動を行う。
- ② 活動人数が 6 人以上の団体である。

(市または警察から委嘱された団体は除外)

○ 対象となる活動

- ① 防犯のためのパトロール活動《必須》
- ② 防犯を呼びかける街頭啓発活動
- ③ その他、地域の防犯活動に資する活動

※登録する場合は、団体構成員名簿、活動計画書を添付して、登録申込書を記入のうえ、下記担当課へ提出してください。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

20) 管理不全な空家等の連絡

《 説明 》

近年、管理が不十分な空家等が防災、衛生、景観等の点から地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが社会問題となっています。市はこれらの空家等の所有者、管理者などに対し、適正な管理を行うよう依頼をしています。自治会区域内で悪影響を与えている管理不全な空家等を発見された場合は、下記までご連絡いただけますよう、協力をお願いします。

○ 連絡方法

「管理不全空家等連絡票」を 6 月頃送付します。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

21) LED 防犯灯の新規設置

《 説明 》

犯罪のない明るいまちづくりの一環として、夜間の犯罪などを防止するために、LED 防犯灯を設置します。設置する場所は、自治会区域内で街路灯などが設置されていないところや、防犯灯を設置することにより著しく犯罪の減少が期待できるところなどです。

○ 設置

防犯灯の新規設置は、市が行います。

○ 維持管理

設置後の電気使用料の支払いは自治会の負担となります。

修理・交換は市で行いますので、道路課までご連絡ください。ご連絡の際は、防犯灯の所在地や目印（電柱番号など）をお伝えください。

○ 申請、設置の時期

「防犯灯設置申請書」を6 月末までに提出してください。設置希望の電柱が私有地にある場合は、必要事項を地権者に記入いただいた「防犯灯設置承諾書(中電用・NTT 用)」の添付が必要となります。複数個の要望で申請書・承諾書が別途必要な場合は道路課へ連絡をお願いいたします。可能な限り迅速に進めてまいります。電柱所有者による工事に時間がかかることがありますので、設置完了時期は年度内と考えていただければと思います。

○ 注意事項

基本的には市道を照らすことができる電柱に共架します。ただし、要望箇所が多数の場合や、中電や NTT の共架許可が下りない場合は設置できないことがあります。

設置後の光の害による苦情が毎年数件寄せられることから、申請に当たっては、自治会内及

び設置場所付近の住民と協議し、合意の得られたもののみ申請をお願いします。

※申請書等の様式は市の公式ウェブサイトから取得することができます。

●市公式ウェブサイト

ホーム > くらし・市政（便利なサービス） > 申請書ダウンロード > 自治会

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1005193/1005208.html>

《 担当課 》 道路課（本庁舎 5 階）TEL058-383-1348

22) 道路反射鏡（カーブミラー）の設置

《 説明 》

見通しの悪い交差点・危険性が高い交差点については、カーブミラーの設置をします。設置を要望される場合は、以下の点に注意してください。

○ 申請、設置の時期

「道路反射鏡設置要望書」を 6 月末までに 提出してください。ただし、要望箇所が多数の場合は設置できないことがあります。

○ 注意事項

道路反射鏡は、車両の通行に支障となる箇所には設置できません。原則、交通等の支障がない道路上、民有地、もしくは電柱共架できる箇所に設置します。

「一旦停止のある交差点」「手前に歩道のある交差点」「交差点手前で目視確認が可能な箇所」については、道路反射鏡を設置する事により、危険を誘発する恐れがあるため、基本的に設置を見送らせていただきます。

電柱に共架する場合、中電や NTT の許可が下りない場合は、設置できません。

設置希望の箇所が民有地にある場合（電柱共架についても同様）は、地権者の承諾書類が必要となります。

設置後、近隣住民からの苦情が毎年数件寄せられることから、要望される際は、自治会内及び設置場所付近の住民と協議し、合意の得られたもののみ提出をお願いします。

※要望書等の様式は市の公式ウェブサイトから取得することができます。

●市公式ウェブサイト

ホーム > くらし・市政（便利なサービス） > 申請書ダウンロード > 自治会

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1005193/1005208.html>

《 担当課 》 道路課（本庁舎 5 階）TEL058-383-1348

23) 道路の破損を発見した際の通報について

《 説明 》

穴ぼこや側溝ふたなどの破損は重大事故につながります。発見された際には、道路課までご連絡をお願いします。

○スマートフォンから通報する場合

右記の二次元コードから、危険箇所の位置や道路の破損状況がわかる写真を送信してください。

なお、道路陥没や倒木などにより通行ができないなど、緊急を要する場合はお電話にてご連絡ください。



「道路破損通報フォーム」

※市の公式ウェブサイトからでも道路破損通報フォームへアクセスすることができます。

・市公式ウェブサイト

ホーム > くらし・市政 >メニュー（くらし・手続き）>土地・道路・河川>道路の穴ぼこ、側溝ふたなどの破損を発見したら

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/tochidouro/1019848.html>

○電話から通報する場合

道路課 TEL058-383-1348（直通）へご連絡ください。

※夜間や休日などの閉庁時には市役所代表番号 TEL058-383-1111にご連絡ください。

《 担当課 》 道路課（本庁舎 5 階）TEL058-383-1348

24) 都市公園の管理委託

《 説明 》

市で管理している公園のゴミ拾いや除草作業（生垣含む）・便所清掃など日常の維持管理は、付近の自治会へ委託しています（該当しない自治会もあります）。

市は、市自治会連合会長と委託契約を締結のうえ、公園内の施設規模や構造に応じ、該当自治会へ委託料を支払います。

○ 名称

各務原市都市公園管理委託

○ 対象

都市公園の維持管理をお願いしている自治会等が対象になります。

○ 委託金額

委託料（年額） = 定額委託費 + 清掃・除草・芝生管理委託費 + 公園便所清掃等委託費

○ 支払い時期

11 月末頃に年額を自治会宛に支払います。

《 担当課 》 河川公園課（本庁舎 5 階）TEL058-383-1531

25) 子ども広場の管理

《 説明 》

子ども広場とは、自治会によって設置された広場です。

市で管理する一般的な公園とは違い、自治会が管理する広場であるため、遊具等の施設の設置・補修や日常の維持管理については自治会で行うことになります。市では、下記の補助制度によって経費の一部を補助します。

○ 名称 各務原市子ども広場補助金

○ 補助対象

子ども広場を管理している自治会等が対象になります。

○ 補助金額

①整地または遊具等の設置、補修もしくは撤去…費用の 2 分の 1 以内の額

（上限 20 万円、遊具等の設置は上限 30 万円、ただし合算した額の上限は 30 万円とする）

②遊具の保守点検……………費用の 2 分の 1 以内の額（上限 2 万 5 千円）

③敷地面積 400 ㎡以上の子ども広場の新規設置……

敷地面積 1 ㎡あたり 1 万円を乗じた金額又は当該整備にかかる費用のうち、いずれか少ない方の額の 2 分の 1 以内の金額（上限 400 万円）

○ 注意事項

申請は子ども広場 1 か所につき、①については年 1 回まで、②については 3 年に 1 回まで受付できます

③をご検討の場合は、事前にご相談ください。詳細は HP をご確認ください。

●市公式ウェブサイト ホーム>くらし・市政>申請書ダウンロード>公園・広場・緑化

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1004947/1004981.html>

○ 遊具の簡易点検

安全に利用していただくため簡易的な点検方法を市ウェブサイト（右記二次元コード）で公開しています。



《 担当課 》 河川公園課（本庁舎 5 階）TEL058-383-1531

26) 自主防災組織

《 説明 》

地域住民が自主的に防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害等の災害による被害の防止、軽減、安全な生活の確保を図るための組織で、自治会内で消防班、要配慮者支援班、救出救護班、避難誘導班、情報食料班等を編成するものです。

市では平成 23 年度から「各務原市防災ひとづくり講座」を開催し、その修了者を「各務原市防災推進員（以下「防災推進員）」と位置付けています。（P.40 参照）自主防災組織の会長は、防災に対する知識や技術を習得した地域の防災リーダーである防災推進員と積極的にコミュニケーションを図り、いざという時のために自治会の防災体制を整え、自主防災訓練等の活動をお願いします。なお、自治会に防災推進員が所属しているかご不明な場合は防災対策課までお尋ねください。

○ 自主防災組織編成表の提出

毎年度自主防災組織を編成し、「自主防災組織編成表」を提出してください。様式や提出時期等については、『自主防災のてびき』を参照してください。『自主防災のてびき』は、市ウェブサイト（右記 二次元コード）からも閲覧することができます。



○ 自主防災訓練の実施

災害発生時に地域として迅速、的確に行動するには、普段からの訓練が重要となります。できるだけ、年 1 回は自主防災訓練を実施していただきますようお願いいたします。

自主防災訓練を実施する場合は、地域を管轄する消防署へ「自主防災訓練実施計画書」を提出してください。訓練メニューや様式等については、『自主防災のてびき』を参照してください。（例えば「防災まち歩き（自治会避難訓練）」など自主防災組織だけで実施できる訓練もあります。）

○ 地区防災計画の作成

市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」）が行う自発的な防災活動に関する計画です。地区居住者等が作成した同計画を各務原市地域防災計画に規定することを提

案できる住民参加型の仕組み（計画提案）を採用したもので、各務原市地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

大規模な災害が発生した際には、公助の主体である行政が被災するなど、過去の災害の例を見ても、行政の対応が被災後すぐに行われるとは限らず、公助には限界があります。『地区防災計画』は公助の限界を理解した上で、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識のもと行われる、自発的な防災活動であり、この活動を通し、地域全体の防災力、防災意識の向上及び地域コミュニティの活性化につながると考えています。

詳細については『各務原市 地区防災計画作成マニュアル』を参照してください。

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）Tel.058-383-1190

27) 防災行政無線戸別受信機

《 説明 》

災害情報等をより確実に伝達できるように、自治会長宅に防災行政無線戸別受信機の設置をお願いしています。戸別受信機は、自治会長交代時に、直接引継ぎをお願いします。

○ 戸別受信機の設置及び設置承諾書の提出

戸別受信機の設置にご協力いただける場合、「防災行政無線戸別受信機設置承諾書」を提出してください。設置要領や承諾書の様式、提出時期等については、別途お知らせします。

※自治会によっては戸別受信機を設置していない自治会もあります。その場合、承諾書の提出は不要です。

○ 放送内容

- ・災害時の避難に関する情報
- ・有事関連情報（他国からの武力攻撃、大規模テロなど）
- ・大規模なライフラインの事故情報（停電、断水など）
- ・警察からの依頼による迷い人捜索情報、ニセ電話詐欺の注意喚起情報
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）による放送（緊急地震速報、気象の特別警報など）
- ・その他緊急性や必要性の高い行政情報

なお、戸別受信機から流れる放送は、屋外に設置しているスピーカーでも放送します。

また、流れた放送は戸別受信機の録音機能や、災害情報スピーカーテレホンサービス(Tel.058-380-5055)で確認することができます。

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）Tel.058-383-1190

28) 防災マップ、避難路マップ

《 説明 》

自治会防災マップ・避難路マップは、自主防災組織の防災活動の一助となるものです。

マップをもとに自治会役員等で巡回し、修正や追加等がある場合は防災対策課まで報告してください。

○ 自治会防災マップ

自治会内の街頭消火器（市が設置した消火器・自治会が設置した消火器）、消火栓、防火水槽、消火ホース格納箱の位置が記載されています

○ 自治会避難路マップ

自治会の一時集結場所から一次避難所までの避難経路が記載されています。

- ・ 一時集結場所：一次避難所へ自治会単位で避難するために自治会で選定した一時の集合場所
- ・ 一次避難所：緑苑小学校を除く 16 小学校、稲羽中学校、緑陽中学校



※マップは市ウェブサイトで閲覧できるようになっています。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/bousai/1001202/1001215/1013675/index.html>

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）TEL058-383-1190

29) 避難行動要支援者支援制度

《 説明 》

南海トラフ地震等の地震の発生が危惧される中、地域での共助により被害を軽減させるため、「避難行動要支援者名簿の整備」を実施しています。

○ 避難行動要支援者支援制度

災害が発生したとき、又は発生する危険性が高まったときに、自ら避難すること（自宅上階にとどまる、安全な場所まで移動する等の『避難行動』）が困難な在宅生活の方について、近隣住民を主体とした地域で支援すること（共助）を目的とした制度です。

（避難行動要支援者の対象となる方）

- ① 要介護認定 3～5 を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する方（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方を除く）
- ③ 療育手帳 A、A1、A2 を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する方
- ⑤ ①～④以外で、本人が希望し、市長が支援の必要性を認めた方

上記対象者に対し、自身の情報を平時から自主防災組織（自治会長）、民生委員など避難支援等に携わる人へ提供することについて市が意向を伺い、同意された方については「避難行動要支援者名簿個票ファイル」に情報を掲載し、自治会長や民生委員へお渡ししています。

自治会長におかれましては、自主防災組織編成の際には、本制度の取組みを見据えた「要配慮者支援班」の編成にご留意いただきますとともに、他の避難支援等関係者との協力体制を構築するなどの地域内での調整をお願いいたします。

そのうえで、避難を支援する人が決まっていない避難行動要支援者については、近隣の人に事前に支援を依頼しておく、あるいは「要配慮者支援班」の対象とするなど、個別のケースに合った支援方法を地域でご検討いただきますようお願いいたします。

制度や活用に関する詳しい説明は、「避難行動要支援者名簿個票ファイル 活用の手引き」に掲載されておりますので、ご確認ください。

※ 個人情報が記載されていますので、取扱いには十分注意をお願いします。

※ 自治会長を交代するときは、個票ファイルごとに確実な引継ぎも併せてお願いします。

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）TEL058-383-1190

30) 家具転倒防止対策事業

《 説明 》

地震による家具転倒被害を未然に防ぐため、自分で転倒防止対策を行うことが困難な 65 歳以上のひとり暮らしの方に対し、全建総連岐阜建労各務原総支部の協力により家具の転倒防止金具等の取付けを行っています。対象となる家具は寝室及び居間などにある大きな家具 3 点までとし、ベルト又は L 字金具等を使って固定します。

自治会内の対象者からご相談があった場合には、防災対策課までご連絡ください。

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）TEL058-383-1190

31) 防災、防犯、消防メール配信サービスの登録の呼びかけ

《 説明 》

市では、市からの情報を皆さんのお手持ちの携帯電話へメール配信するサービスを行っています。配信は希望者のみに行っていますので、各自治会での会合などで、ご登録の呼びかけをお願いいたします。 ※このサービスは、メール受信などで通信料金がかかります。

《 配信メールの種類 》

- 防災情報 大災害発生時に被害状況、避難場所などの情報を提供
- 防犯情報 市内で発生した不審者出没などの事件情報を提供
- 消防情報 火災の発生場所や状況をお知らせ
- ポケメール 乳幼児向けのイベントや育児に役立つ情報の提供
- 消防お役立ち情報 消防本部が実施する研修や行事のお知らせ
- 環境情報 大気汚染やごみ収集に関する情報など
- イベント情報 市内で開催されるイベントなどのご案内
- 市税等の納期限のお知らせ 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料の納期限のお知らせ

※このほか、事業者向けの情報をお知らせするメールもあります。

《 登録方法 》

市ウェブサイトの「各務原市情報メール」のページから、情報メール登録アドレスにメールを送信し、登録手続きを行ってください。

- 情報メール登録アドレス（右記 二次元コード読取りも可能）

t-kakamigahara@sg-p.jp



または LINE でも受信できます。LINE での受信を希望する方は、あらかじめ LINE で受信設定をしてください。

- 新たに各務原市公式 LINE を友だち登録する方

市公式 LINE を友だち登録し、トーク画面に届いた URL から管理画面にアクセスし、希望する種類を選択してください

- 既に友だち登録済の方

1. トーク画面へ任意内容（例：情報メールなど）を入力してメッセージ送信
2. 登録・変更有 URL が記載されたメッセージが自動配信で届きます
3. 届いた URL をタップし、登録・変更作業を進めます

《 担当課 》 広報課（本庁舎 3 階）TEL058-383-1900

32) 用具等の貸し出し

《 説明 》 自治会をはじめとする公共的団体等の活動を支援するため、以下の用具等の貸し出しを行っています。詳しくは、担当課にお問い合わせください。
《 貸出用具 》 ○展示作品などを掲示するパネルボード 担当課 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662 ○市民活動などで使用するプロジェクターやラミネーター 担当課 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997 ○カローリングやグラウンド・ゴルフなどの軽スポーツ用具 担当課 スポーツ課（産業文化センター7 階）TEL058-383-1231 ○輪投げや安全ボーリングなどのレクリエーション用品 担当課 各務原市社会福祉協議会（総合福祉会館 2 階）TEL058-383-7610

33) AED（自動体外式除細動器）の貸し出し

《 説明 》 自治会主催の行事などに、AED（自動体外式除細動器）の貸し出しを行っています。
○ 貸出区域 各務原市内 ○ 貸出対象 主催が自治会等で営利目的でなく公共性の高い行事等 ○ 注意事項 ・主催者又は参加者に救命講習受講者がいること。 ・利用される一カ月前までに消防本部消防課に申請書を提出してください。 ・重複した際は貸し出しができない場合があります。
《 担当課 》 消防本部消防課 TEL058-382-3596

34) 市民憲章推進功労者、小さな親切実行者の推薦

《 説明 》 「市民憲章推進協議会」の事業の一環として、市民憲章を推進するうえで、市民の模範となるなど功績のあった功労者及び小さな親切実行者（随時）推薦について、毎年 6 月頃に依頼をします。協力をお願いします。
《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1662

35) 青少年育成市民会議役員の推薦

《 説明 》 各小学校区推進委員長 1 名と推進指導員 2 名を各校区の規約に基づいて選出し、地域自治会連合会長から推薦書の提出をお願いします。 町内の青少年育成活動の推進にあたる町内推進委員長及び町内推進委員を推薦し、自治会長が各小学校区推進委員長または推進指導員まで提出してください。
--

○ 小学校区推進委員長及び推進指導員の推薦（毎年12月頃に依頼）
○ 町内推進委員長及び町内推進委員の選出（毎年2月頃に依頼）
《 担当課 》 青少年教育課（産業文化センター7階）TEL058-383-1484

36) 少年センター補導委員の推薦（連合会長のみ）

《 説明 》 青少年の非行を未然に防止するために適切な指導をしたり、地域の公園や遊び場で過ごしている子どもたちの見守りや声かけをする補導委員を校区ごとに選出し、地域自治会連合会長から推薦書の提出をお願いします。任期は2年です。
○ 少年センター補導委員の推薦（毎年9月頃に依頼）
《 担当課 》 少年センター（産業文化センター7階）TEL058-383-1739

37) 環境美化監視員の推薦

《 説明 》 美しいまちづくり条例に基づきボランティアとして地域清掃やパトロール等を行っていただく環境美化監視員を、下記区域(※)の自治会長から推薦書の提出をお願いしています。任期は原則2年です。 ※観光地 市民公園、おがせ池、新境川堤、大安寺川堤、河川環境楽園等 ※主要道路 春日井各務原線（犬山橋～東町交差点）沿い 江南関線（愛岐大橋～東島池）沿い 旧国道21号線（三柿野町～岐阜市境）沿い いちょう通り（東島池～岐阜市境）沿い 松原芋島線（川島大橋～河田橋）沿い等 ※市街地 各務原駅前通り、六軒駅前通り、那加駅前通り沿い等
○ 環境美化監視員活動報告書の提出（四半期毎に提出）
○ 環境美化監視員の推薦（毎年1月末頃に依頼）
《 担当課 》 環境政策課（本庁舎2階）TEL058-383-4232

38) 民生委員・児童委員の推薦

《 説明 》 民生委員・児童委員は、各自治会が推薦し、民生委員推薦会で選考され、知事を経由し、厚生労働大臣より委嘱がなされます。
① 推薦依頼時期 令和7年5月1日～令和7年6月30日
② 次 期 任 期 令和7年12月1日～令和10年11月30日（任期3年間）
※ 令和7年4月に自治会長へ候補者（再任・新任）推薦の依頼文書を送付させていただきますので、ご協力をお願いします。
○注意事項 ・基準日（令和7年12月1日）に原則75歳未満の方の推薦をお願いします。 ・民生委員・児童委員は、ボランティアですので、手当・報酬等はありません。

- ・月1回の定例会のほか各種事業及び研修等へ出席をいただくことになります。
- ・民生委員・児童委員活動の詳細については、P.36を参照ください。

《 担当課 》 社会福祉課（本庁舎1階）TEL058-383-1125

39) 住民主体による地域の高齢者移動支援事業

《 説明 》

高齢者の介護予防や日常生活における外出先への移動手段について、地域ごとのニーズに対応できるよう、自治会やNPO等といった地域主体が交通事業者を活用して高齢者の移動手段の確保に取り組む事業を、市が支援します。

- 自治会等の地域主体がタクシー事業者等と契約して、介護予防に資する教室等の目的地や、それに加え日常生活の目的地（買い物施設、病院等）への高齢者の定期的な移動手段を確保する場合に、経費の一部を市が補助します。（必要経費の2/3補助 上限30万円）

《 担当課 》

補助制度・・・・・・・・・・高齡福祉課（本庁舎2階）TEL058-383-2124

道路運送法や公共交通・・・商工振興課（産業文化センター6階）TEL058-383-9912

40) わがまち茶話会

《 説明 》

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の助け合い・支え合いの力を引き出していくための場が、わがまち茶話会です。地域の皆様が定期的に情報を共有し、地域のつながりを作る場として、市内全域に11のわがまち茶話会を市が設置しています。また、わがまち茶話会には市生活支援コーディネーターが毎回参加し、話に耳を傾けながら地域の情報を集め、地域の皆様が主体的に進める助け合いの取組を創り出しています。



各茶話会のまとめや、次回の茶話会の予定をフェイスブックにアップしています。是非ご覧ください。

- わがまち茶話会の開催日時・場所の確認や事前の申し込みは、市生活支援コーディネーターにお問い合わせください。

《 市生活支援コーディネーター 》

TEL058-383-7610（市社会福祉協議会内）

《 担当課 》 高齡福祉課（本庁舎2階）TEL058-383-2124

3. 各種団体の紹介

地域には、自治会のほかに福祉や防災、青少年育成など目的に応じた活動を行う団体があります。まちづくりを進める上で、自治会と各種団体との連携を深め、協力し合いながら活動していくことが必要となります。

ここでは、地域にある一般的な協議会や各種団体を掲載します。

1) 民生委員・児童委員、市民生委員・児童委員協議会

《 概要 》

民生委員は、担当区域内で生活する高齢者や障がい者世帯などの見守り・安否確認のほか、子育て世帯に対する相談・支援など、地域住民と関係行政機関等をつなぐ「パイプ役」として活動しています。民生委員法により設置が定められており、又、児童福祉法によって、児童委員を兼ねることとされているため、「民生委員・児童委員」という名称で表記されます。

委員の中から指名される「主任児童委員」は、子ども・子育てに関する支援を専門的に担当する委員として活動します。

民生委員・児童委員は、各自治会が推薦し、民生委員推薦会で選考され、知事を経由し、厚生労働大臣より委嘱がなされ、その任期は3年間です。現在、市内には230名（うち主任児童委員17名）の方が委嘱され、それぞれの担当区域の福祉の担い手として、さまざまな取り組みを行っています。

民生委員・児童委員は、以下の7つを基本として活動しています。

- ① 社会調査活動
担当地区の住民のニーズを日常的に把握します。
- ② 相談活動
地域住民の立場に立ち、相談にのります。
- ③ 情報提供活動
必要な社会福祉の制度やサービスの情報を提供します。
- ④ 連絡通報活動
ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関や施設、団体等とのパイプ役となります。
- ⑤ 調整活動
ニーズに応じた、適切なサービスが利用できるよう、関係機関と調整し、支援します。
- ⑥ 生活支援活動
自立した生活を応援し、支援体制をつくっていきます。
- ⑦ 意見具申活動
問題点や改善策など、地域住民の声を必要に応じ、民生委員児童委員協議会を通じて関係機関に届けます。

各務原市民生委員・児童委員協議会（市民児協）は、市内のすべての民生委員・児童委員を構成員として設置された組織であり、毎月開催される「定例会」を中心に、関係行政機関との連絡調整のほか、困難な課題を抱える世帯への支援方法についての検討などを行っています。

《 担当課 》 社会福祉課（本庁舎1階）Tel.058-383-1125

2) 日本赤十字社各務原市地区

《 概要 》

赤十字の精神にのっとり、人道的任務を達成することを目的として、災害救護活動をはじめ、医療、献血、各種講習会、青少年の育成などの事業を行っています。これらの活動資金は寄付金等によって成り立っており、自治会の協力を得て赤十字思想の普及と寄付金等の募集を行っています。

《 担当課 》 福祉政策課（本庁舎 2 階）Tel058-383-1358

3) 近隣ケアグループ

《 概要 》

近隣ケアグループは、一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯、障がいのある方、子ども等（以下「高齢者等」という）が住み慣れた地域において継続して安心した生活ができるよう、住民がご近所の高齢者等に対して、声かけや見守りを通じて、日々の暮らしの支えあい活動を行う支援システムとして組織化され、おおむね自治会を単位としたご近所のボランティアグループです。近隣ケアグループの役割として「声かけ」「知らせる」「見守る」「つなげる」の4つを基本としています。また、近隣ケアグループは、自治会をはじめ、民生委員児童委員・シニアクラブなどと連携しながら、地域に合ったさまざまな活動を行っています。

令和6年1月1日現在で279グループ、約1,879人が登録されています。

近隣ケアグループの活動には、以下のようなものがあります。

（近隣ケアグループにより活動に相違があります）

- ・ 高齢者等への声かけや話し相手
- ・ 見守りや安否確認
- ・ 簡単な家事援助（ゴミ出し、買い物、庭の草取り等の支援など）

近隣ケアグループ代表者から自治会長へ登録票や活動報告書等の提出がありましたら、内容をご確認ください。

市では、年間活動費として1グループに対して2万円を支援します。また、活動中の事故などに備えてボランティア保険に一括加入しています。

（近隣ケアグループ窓口業務は市社会福祉協議会へ委託しています。）

《 窓 口 》 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会（総合福祉会館 2 階）Tel058-383-7610

《 担当課 》 高齢福祉課（本庁舎 2 階）Tel058-383-2124

4) 地域包括支援センター

《 概要 》

市が市内の7つの圏域ごとに設置した、高齢者やその家族のための総合相談窓口です。高齢者の方が、いつまでも住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、社会福祉士・保健師または看護師・主任ケアマネジャーの資格を持つ職員が、介護に関する相談や悩み、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談を受け付けています。また認知症に関する相談は認知症地域支援推進員が対応しています。相談は無料です。

主な業務は次のとおりです。

- ・ 総合的な相談・支援（高齢者の方の総合相談窓口です）
- ・ 高齢者の権利擁護（日常生活自立支援事業、成年後見人制度の相談）

- ・ 高齢者虐待の防止と早期発見
- ・ 要支援 1・2 と認定された方の介護予防プラン作成
- ・ 事業対象者（生活機能の低下がみられる方）の把握と介護予防プラン作成
- ・ 介護予防、普及啓発事業、認知症予防教室、家族介護教室の開催
- ・ 認知症に関する相談、支援など

利用日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

緊急のご相談は毎日 24 時間受け付けます。

○ 各務原市地域包括支援センター

担当小学校区	名称	住所/電話
各務、八木山、 中央 1 ※	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務おがせ町 9 丁目 282 TEL058-381-3800
那加第一、尾崎、 蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町 7 丁目 285-1 TEL058-371-3081
鶉沼第一、緑苑、 鶉沼第三	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鶉沼小伊木町 3 丁目 170-1 TEL058-379-2521
陵南、鶉沼第二、 中央 2 ※	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	鶉沼各務原町 6 丁目 50 TEL058-384-8844
那加第二、那加第三、 蘇原第二	地域包括支援センター 各務原市社会福祉協議会	那加桜町 2 丁目 163 TEL058-383-7624
稲羽西、稲羽東	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町 2 丁目 58 TEL058-371-2226
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町 1348 TEL0586-89-2979

※「中央 1」は船山町西・坂井・東島町・各務西組第 1 自治会。「中央 2」は「中央 1」以外の中央小学校区の自治会。

《 担当課 》 高齢福祉課（本庁舎 2 階）TEL058-383-1779

5) シニアクラブ、市シニアクラブ連合会

《 概要 》

各務原市シニアクラブは、健康づくり、文化教養活動、社会奉仕事業等を自主的に行うことにより、高齢者の生きがいや健康づくりの推進及び地域福祉の向上に寄与することを目的に結成されました。単位シニアクラブは、会員 30 名以上で組織され地元自治会と協力し合って活動しています。令和 5 年度の単位クラブ数は 104 クラブで、主な活動は、スポーツ・レクリエーション活動、地域活動、ボランティア活動など地域ごとに特色ある活動をしています。特に奉仕活動や清掃活動等は、自治会をベースとしているため、自治会区域内を主に行っています。

各務原市シニアクラブ連合会は、単位シニアクラブや地区シニアクラブ連合会との連絡調整、健康づくり事業の一環としての軽スポーツ大会の開催、リーダー養成のための教養講座の開催、県老人クラブが主催する行事への参加等があります。

《 担当課 》 高齢福祉課（本庁舎 2 階）TEL058-383-1779

6) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

《 概要 》

○ 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とは、社会福祉法の109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記された公共性・公益性の高い社会福祉法人です。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とし、自治会連合会や民生委員児童委員、ボランティア団体・障がい者団体などと連携しながら地域の福祉問題の解決に向けた取り組みをしています。

○ 地区社会福祉協議会（地区社協）

地域福祉活動の中核となる地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）は、17の自治会連合会を単位としており、民生委員やボランティアの他、単位自治会長も地区社協の役員などとして活躍いただいております。また、住民の皆さまからいただいた会費を財源として、福祉課題を地域で解決するための活動に取り組んでいます。

具体的な活動としては、ふれあい交流事業、近隣ケアグループ研修会、福祉座談会、地区社協広報紙の発行、友愛訪問活動、ボランティアハウス事業、ご近所畑事業、一人暮らしの方への年賀状送付、常設型地域交流拠点の開設、ささえあい活動などを行っています。

○ 地域福祉活動を支える社協会費

社協会費すべては、地区社協活動をはじめとするお住まいの地域の福祉活動に活用されています。世帯会費については自治会の協力を得て募集を行っております。

世帯会費（世帯・年額） 1口 500円（口数制限はありません）

賛助会費（法人、団体・年額） 5,000円（金額制限はありません）

<市社協の主な事業内容>

1) 地域福祉の推進

- ・地区社協の支援
- ・点訳、音訳、手話などボランティア養成講座の開催
- ・ボランティア活動の参加推進と支援
- ・市社会福祉大会や福祉フェスティバルの開催
- ・広報紙「社協かかみがはら」やウェブサイトなどによる福祉に関する情報の発信
- ・小中学校や高校、企業などへの福祉教育事業の展開
- ・赤い羽根共同募金運動の推進

2) 福祉サービス利用者の支援

- ・生活相談センターさぼーと事業（暮らしに関する総合相談窓口）
- ・権利擁護センター事業
 - ①日常生活自立支援事業（判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理）
 - ②成年後見支援センター事業（成年後見制度の総合相談窓口）
 - ③法人後見事業（社会福祉協議会が法人として成年後見業務を行う）
- ・地域包括支援センター事業（那加二・那加三・蘇原二小校区で暮らす高齢者の相談窓口）

3) 在宅福祉サービス事業の実施

- ・居宅介護支援事業（ケアプランの作成）

<p>・ホームヘルプ事業</p> <p>○ 市社協HP・SNS</p> <p>詳しくは社会福祉協議会ガイドブックに書かれています。また、日々の活動をSNSにアップしています。是非ご覧ください。</p>	  
<p>ガイドブック インスタグラム フェイスブック</p>	
<p>《 所 管 》 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会（総合福祉会館 2 階）TEL058-383-7610</p>	

7) 岐阜県共同募金会各務原市支会

<p>《 説明 》</p> <p>共同募金運動は、赤い羽根をシンボルとして住民相互のたすけあいを基盤とし地域福祉の推進を目的とする運動です。岐阜県共同募金会各務原市支会は、各務原市社会福祉協議会に設置され毎年多くの皆さまからの善意をとりまとめる事務を担っています。</p> <p>各務原市支会では、赤い羽根共同募金運動を毎年 10 月から 12 月に市内全域で実施しています。自治会を通じて戸別募金をお願いするほか、ボランティアによる街頭募金や企業への法人募金も行われます。集まった募金は配分計画に基づき、各務原市のほか岐阜県内の福祉活動に活用されます。</p>
<p>《 所 管 》 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会（総合福祉会館 2 階）TEL058-383-7610</p>

8) 母子及び父子並びに寡婦福祉会

<p>《 概要 》</p> <p>病気や事故などで配偶者を亡くされた方や離別された方を会員に、市内 4 地区母子父子寡婦福祉会の連合体とし約 280 名の会員を有し、相互援助の精神で自立に努め、ひとり親家庭等福祉制度の充実に向けた取り組みや、仲良し親子の集い（市と共催）、追悼法要及び親子ふれあい広場などの事業を通じ、会員等相互親睦を図る活動を行っています。</p>
<p>《 担当課 》 子ども家庭支援課（本庁舎 1 階）TEL058-383-7217</p>

9) 緑化推進委員会

<p>《 概要 》</p> <p>緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づき、健全な森林資源の造成、国土の保全及び水資源のかん養ならびに生活環境の緑化を図ることを目的として植樹行事や緑化思想の普及及び啓発などの事業を行っています。</p> <p>自治会へは、毎年 4 月～5 月に全世帯での「緑の募金」活動をお願いしています。なお、自治会などで公共施設などに緑化のための植樹をされる場合には、事業経費の助成をしていますのでご活用ください。</p>
<p>《 担当課 》 農政課（産業文化センター6 階）TEL058-383-1129</p>

10) 防災推進員

<p>《 概要 》</p> <p>市では平成 23 年度から「各務原市防災ひとつづくり講座」を開催し、その修了者を「各務原市防災推進員（以下「防災推進員）」と位置付けています。</p> <p>自主防災組織の会長は、防災に対する知識や技術を習得した地域の防災リーダーである防災</p>

推進員と積極的にコミュニケーションを図り、いざという時のために自治会の防災体制を整え、自主防災訓練等の活動をお願いします。

自治会に防災推進員が所属しているかご不明な場合は防災対策課までお尋ねください。

なお、防災推進員は活動時に「各務原市防災推進員」と表示した帽子とベストを着用しています。

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）Tel058-383-1190

11) 各務原防災推進ネットワーク

《 概要 》

平成 23 年度から「各務原市防災ひとづくり講座」を開催し、その修了者を「各務原市防災推進員」と位置付けています。この各務原市防災推進員の有志で構成された団体である「各務原防災推進ネットワーク」は、行政機関と連携を保ちながら地域防災力の強化に協力するために市民への防災意識向上の啓発などを推進していくとともに、災害発生時における支援活動を推進する活動を行っています。

○ 主な活動は以下のとおりです。

- ・ 市民への防災意識の啓発
- ・ 他地域のボランティア団体などとのネットワークの形成、情報交換等
- ・ 災害活動に関する専門知識を得るための会員同士の勉強会、情報交換等
- ・ 災害時の支援活動

《 担当課 》 防災対策課（本庁舎 4 階）Tel058-383-1190

12) 消防団

《 概要 》

消防団は、地域に最も密着した防災機関として、消防署と連携し、火災の警戒、鎮圧、各種災害の防除、火災予防の普及活動などを行う組織です。

団員は市内に在住又は在勤、在学し、18 歳以上の健康な方なら誰でも入団でき、その身分は非常勤の特別職の地方公務員となっています。各務原市消防団は定数 760 名、基本団員である 12 分団と機能別団員組織で、698 名（令和 6 年 1 月 1 日現在）により活動を実施しています。機能別団員を除いた基本団員は、那加、稲羽、鶯沼、蘇原、川島の 5 地区の小学校区を管轄区域として活動し、音楽隊分団と女性分団は団本部としてそれぞれ活動しています。

○ 主な活動は以下のとおりです。

- ・ 火災時の消火活動
- ・ 大規模災害発生時（地震・風水害）では、救助救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動
- ・ 日常の車両、器具点検
- ・ ポンプ操法や規律訓練
- ・ 大規模山林火災を想定した中継訓練
- ・ 市総合防災訓練の参加
- ・ 年末夜警
- ・ 消防出初式
- ・ 文化財防火デー防災訓練

- ・ 火災予防啓発活動

消防団員として災害現場での人命救助に必要な救命講習、AED（自動体外式除細動器）講習の受講や団員としての基礎知識はもとより、専門知識の習得に努めています。

音楽隊分団は、出初式、操法大会などの消防団行事をはじめ、自治会主催行事、各種イベント、フェスティバルなどで演奏活動を行っています。

女性分団は、各種行事のアナウンスや一人暮らし高齢者宅への住宅防火訪問や広報活動等も実施しています。

機能別団員は、火災等災害出動はせず、応急手当の普及啓発活動や火災予防啓発など、特化した活動を行っています。

《 担当課 》 消防本部 総務課（消防庁舎 2 階）TEL058-382-3136

13) 消防ボランティア隊

《 概要 》

消防団員の確保や昼間火災時の招集が厳しくなっているなか、消防力の強化のため、消防団員の 0B や退職消防職員を対象に平成 15 年に消防ボランティア隊を結成しました。

現在（令和 6 年 1 月 1 日）は、各地区 9 の支部 99 名で活動を行っています。

○ 主な活動は以下のとおりです。

- ・ 消防団の育成及び活動支援
- ・ 災害に関する情報収集
- ・ 消防防災思想の普及啓発

火災や風水害等災害発生時の避難誘導、ケガ人の救助活動、また、自主防災組織との協力支援をするといった、地域住民の生活に溶け込んだ、きめ細かい活動を行っています。

《 担当課 》 消防本部 総務課（消防庁舎 2 階）TEL058-382-3136

14) 交通安全対策協議会

《 概要 》

市民が一丸となって交通安全の確保に努めるため、各種団体が協力して交通安全思想の徹底、交通事故防止活動を積極的に推進し、安全で明るいまちづくりを目的として組織された協議会です。

協議会の構成は各務原地区交通安全協会をはじめ市自治会連合会、各務原警察署などで、主に目的を推進するための連絡調整や、四季の交通安全運動期間を中心とした啓発活動などを行っています。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

15) 生活安全推進協議会

《 概要 》

安全で住みよい社会の実現を図ることを目的に制定された「各務原市生活安全条例」に基づき、組織された協議会です。

市自治会連合会、市消防団、市シニアクラブ連合会、各務原警察署などで構成され、市民生活の安全に関する問題の発生状況、解決策等に関して広く協議を行っています。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

16) 各務原地区防犯協会連合会

《 概要 》
自主的な防犯活動や安全活動の普及の徹底及び青少年の非行防止を図り、安全で住みよいまちづくりを目的として市内の各種団体で組織されています。
《 事務局 》 各務原警察署 生活安全課 TEL058-383-0110
《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

17) 暴力追放推進協議会

《 概要 》
市民の平穏な日常生活と健全な経済活動を侵害し脅威を与えている暴力団員及びその組織を追放し排除するための対策を協議、実施し、安全で住みよいまちづくりに寄与することを目的に設立された協議会です。
市自治会連合会のほか各務原商工会議所など市内の各種団体にて組織され、各務原警察署や市と連携し、暴力追放意識の高揚を図る広報啓発など暴力追放活動を行っています。
《 事務局 》 各務原商工会議所（産業文化センター3 階）TEL058-382-7101
《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）TEL058-383-1997

18) 小学校区体育振興会

《 概要 》
市民の健康の保持・増進並びにスポーツの普及・振興及び、市民相互の親睦・連帯を目的に、小学校区単位で各種スポーツ行事を開催し、豊かな地域コミュニティづくりを図ります。
各校区によって活動や運営の方法は様々で、スポーツ推進委員などと連携しながら、地域にあった工夫を凝らした事業が展開されています。
○ 体育振興会ごとに異なりますが、次のような活動があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区市民運動会 ・ ウォーキング大会 ・ バレーボール（ソフトバレーボール）大会 ・ ソフトボール大会 ・ 軽スポーツ交流会など
《 問い合わせ 》 各小学校区の体育振興会
《 担当課 》 スポーツ課（産業文化センター7 階）TEL058-383-1231

19) 子ども会、子ども会育成協議会

《 概要 》
子ども会は、小学生を対象とした異年齢集団です。子ども集団とその活動を支える役員、側面から援助する保護者を総称して子ども会といえます。
公園の清掃、地域の運動会やお祭りなどの地域行事を地域の方と一緒に活動することで、自立する力や豊かな人間性を養うことをめざしています。
市内には 145 の単位子ども会があり、13 の小学校区子ども会や全市的な連絡調整を行う各務原市子ども会育成協議会の活動も活発に行われています。
《 担当課 》 青少年教育課（産業文化センター7 階）TEL058-383-1484

20) PTA、PTA 連合会

《 概要 》

PTAとは Parents Teachers Association（父母と先生の会）の略で学校・地域・家庭の中での生活（教育環境）が、より豊かになるために活動するものです。

小中学校単位で保護者や先生が会員となる単位 PTA があり、地域での資源回収などのリサイクル活動も行っています。また、単位 PTA の発展を促し、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的に、各務原市 PTA 連合会が組織され教育委員会等と連携して活動を行っています。

《 担当課 》 青少年教育課（産業文化センター7階）Tel058-383-1484

21) 青少年育成市民会議

《 概要 》

会長を市長、副会長を自治会連合会会長と県青少年育成推進指導員（1名）が務め、市内18の青少年育成市民会議の小学校区推進委員長（18名）と推進指導員（36名）を中心に各種育成団体と学校との連携を図りながら、青少年の健全育成活動を行っています。

○ スローガン

創りあげよう「語らい」と「ふれあい」のある美しいまちを

○ 重点事業

- ・ 家族や地域の絆が深まる語らいふれあい活動事業
- ・ 通学路ふれあい活動事業（通学路見まもり隊）
- ・ 青少年の社会参加促進事業（ふれコミ隊）

○ 小学校区推進委員長・推進指導員の主な仕事

・ 推進委員長

小学校区における青少年の育成活動を推進し、町内の活動について助言を行います。
小学校区における運営委員会、推進委員会を招集し、活動を推進します。

・ 推進指導員

推進委員長を補佐し、活動を計画立案し実践します。

○ 町内市民会議の活動

- ・ 町内活動（語らいふれあい活動）の推進と報告書提出
- ・ 通学路見まもり隊活動の推進
- ・ 青少年地域活動への参加を促す取り組みの推進
- ・ 青少年育成憲章の推進
- ・ 「少年の主張」発表会への参加など

※各町内で語らいとふれあいのある美しいまちづくりを進めます。

《 担当課 》 青少年教育課（産業文化センター7階）Tel058-383-1484

22) 少年センターの補導活動

《 概要 》

自治会、民生委員児童委員協議会、少年センター運営委員会、中学校 PTA、小学校・中学校・高等学校から推薦された補導委員 158 名が、各校区を中心に補導活動を行っています。地域の子どもたちを見守り、万引きや自転車盗などの初発型非行防止のための”愛の声かけ”などを積極的に行うことで、青少年の健全育成を進めます。

○ 主な活動

- ・土曜日・日曜日の夕方 2 時間ほど、青少年が集まりそうな地域の場所や危険箇所を見回り、声かけをする。
- ・地域のお祭りや盆踊り会場の巡回及び子ども達の長期休業中に特別補導活動を行う。

《 担当課 》 少年センター（産業文化センター7 階）Tel058-383-1739

23) 市民憲章推進協議会

《 概要 》

市民憲章の趣旨にのっとり、市民生活における実践を通じて住みよい各務原市の実現に資することを目的とし、市自治会連合会会長等の市内各種団体の代表者で組織されています。

○ 主な活動は以下のとおりです。

- ・ 美しいまちづくり運動 「市民清掃の日」（自治会連合会が賛同・協力して実施）
- ・ 市民憲章作文の募集、表彰（小中学生を対象に学校を通じて募集）
- ・ 市民憲章推進功労者、小さな親切運動実行者の表彰

各務原市民憲章 <昭和 48 年 10 月 19 日・告示第 66 号>

わたしたち各務原市民は

- 自然と文化財を守り、美しいまちをつくれます。
- 教養を高め、文化の香りたかいまちをつくれます。
- 健やかな心とからだで働き、活気のあるまちをつくれます。
- きまりを守り、助け合い、住みよいまちをつくれます。
- 夢と安らぎのある、明るいまちをつくれます。

※ 各務原市民憲章は、「幸せを実感できるまち」の実現に向けて、市民ひとりひとりが自主的に実践し推進していくものです。

《 担当課 》 まちづくり推進課（本庁舎低層棟 2 階）Tel058-383-1662

第4章 質疑応答

Q1. 自治会の役がまわってきそうですが、拒否することは出来ないのでしょうか？

A1. 会員になると様々な自治会の役が当たることがあります。自治会が「地域住民が自主的及び主体的に自ら治める会である」という本来の役割から言えば、特別な事情が無い限りお受けいただきたいと思います。

Q2. 自治会の適正な世帯数は？

A2. 自治会は、地縁や成り立ちの歴史があるうえ、地形や道路などの地理的状況や、新しい住民の増加、高齢化など、各自治会により事情が異なるため、適正な世帯数を一律に示すことは難しいと考えています。

【参考】市内自治会の平均世帯数 121、最大世帯数 446（令和5年4月1日時点）

Q3. 災害が発生した時のために、自治会の世帯員名簿を作成するため住所、氏名、年齢、性別、就職先を記入してもらうように回覧でまわしてもよいのでしょうか？

A3. 個人情報保護の観点から考えて、世帯名簿の記入を回覧にて行うことは、他人が見ることができてしまうため好ましくありません。作成に当たっては自治会員の合意の元で必要と思われる最低限の情報（例：住所、氏名のみなど）だけを得るようにしてください。さらに、このようにして得た情報は、他の目的に使用されることのないように適正な管理をしなければなりません。また、安易に詳細な名簿を各世帯へ配付することなども好ましくありません。（個人情報の取扱いについてはP.2参照）

なお、市が住民情報を提供することは出来ませんので本人の同意により取得してください。

Q4. 外国人の方に対してごみ出しや市の情報を伝えたいのですが、何か良い方法はありませんか？

A4. 外国人の方の生活を支援するため、以下のとおり、外国語版での情報を発信していますのでご利用ください。

●ごみ出しについて <<担当：環境政策課（Tel058-383-4230）>>

	対応言語
ごみ出しガイドブック	英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、ベトナム語
ごみ収集日程表	英語、ポルトガル語、中国語

※上記については、市公式ウェブサイトにも掲載しています。

ホーム > くらし・手続き > ごみ・環境・生き物 > ごみ・リサイクル > ごみ

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp>



●市の情報について <<担当：観光交流課（Tel058-383-1426）>>

- ・外国人市民向け生活ハンドブックや広報紙（P.24参照）
- ・各務原国際協会ホームページ（外国語版広報紙を掲載しています）

<http://www.kial986.org/>



Q5. ゴミステーションにルール違反の品が出されているのですが、どこへ連絡したらよいのでしょうか？

A5. ごみステーションにルール違反品が出されたら、どこのごみステーションに何を出されたかを環境政策課（Tel058-383-4230）までご連絡ください。また、不法投棄などの投棄現場を目撃された場合は、車の車種・ナンバーを控えていただき警察に通報してください。

Q6. 「市民清掃の日」以外で自治会の清掃活動から出たごみの処分は、どのようにしたらよいのでしょうか？

A6. 清掃された場所により、担当する部署が異なりますので、下記の窓口へご相談ください。

場所	回収について	担当課
公園（自治会が管理する子ども広場を除く）	原則月曜日に報告をいただき火曜日、水曜日収集となります。	河川公園課公園活用係 （Tel058-383-1533）
道路（側溝清掃の土砂、落葉清掃の緑ごみ等）	作業日の一週間前までにご連絡ください。落葉清掃用のごみ袋を希望される場合は、ごみ袋の必要枚数をご連絡ください。	道路課維持係 （Tel058-383-1348）
上記以外	回収は行いませんが、搬入先と処分料の減免についてご相談ください。	環境政策課環境政策係 （Tel058-383-4230）

※「市民清掃の日」にてたごみの処分については、P.25 18) 市民清掃の日 をご参照ください。

Q7. 町内に雑草が生い茂っていて、環境衛生上非常に問題がある土地があります。自治会で勝手に草刈などしてもよいのでしょうか？

A7. 他人の土地である以上、第三者が勝手に草刈などをすることは出来ません。まず、土地の所有者等に適正管理（草刈）をするよう依頼されるか、草刈の承諾を得られてはどうでしょうか。なお、法務局にて登記事項証明書（有料）を取り寄せることにより、所有者を把握することが可能です。（岐阜地方法務局 Tel058-245-3181）

周辺環境を著しく悪化させている土地についての相談窓口

宅地・雑種地：環境政策課 Tel058-383-4232

農地・山林：農政課（農業委員会事務局） Tel058-383-1129

空き家：まちづくり推進課 Tel058-383-1997

Q8. 側溝改修や舗装の打替え等の修繕については、どのように市へ要望したらよいのでしょうか？

A8. 自治会内でとりまとめ、自治会長を通じて修繕の必要な箇所の分かる地図や写真などを要望書へ添付して道路課維持係（Tel058-383-1348）へ要望してください。特に危険と感じられる場合（穴ぼこや側溝のふた割れ等）は、要望書ではなくスマートフォン、電話などで直接、道路課までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

スマートフォンからの連絡については、P27 23) 道路の破損を発見した際の通報について をご参照ください。

ただし、修繕の方法などの都合や破損状態によっては早急に対応できない場合があります。

Q 9. 防犯灯がつかないときなどの修理・交換はどこに依頼したらよいのでしょうか？

A 9. 防犯灯の修理・交換は市で行いますので、道路課維持係（Tel.058-383-1348）までご連絡ください。ご連絡の際は、防犯灯の所在地や目印、電柱番号をお伝えください。

（例：12ケ 345 又は 各務原幹 45）

Q10. ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方などで、何らかの支援を必要としている方がみえます。どこに相談したらよいのでしょうか？

Q10. 市では、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすために、必要な援助・支援を行う総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しています。悩みやお困りごとなど、お気軽にご相談ください。（P. 37 参照）

また、民生委員を通じて、ボタンを押せばすぐに消防署へ連絡が入る緊急通報システムの設置や安否確認を目的とした配食サービスなども申請できます。

高齢者要援護台帳（虚弱なひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などで、何らかの援護が必要な方を登録している台帳）への登録が必要となりますので、地域の民生委員又は市役所高齢福祉課までご相談ください。

第5章 付録

○自治会再編参考資料「自治会再編（統合・分割）を進めるにあたって」

1. 市内の自治会の現状・再編事例

市内の総世帯数は、62,115世帯、自治会加入世帯数は46,739世帯となっています
自治会加入率は75.25%で年々低下傾向にあります。（令和5年4月1日現在）

※現在の市内の自治会の世帯数（令和5年4月1日現在）

最大世帯数（446）、最小世帯数（5）、平均世帯数（121）

参考）◇近年の自治会「統合」の事例

- ・令和6年度 南町2丁目、南町5丁目 (2自治会)
→南町第2 (1自治会)
南町6丁目北、南町6丁目南 (2自治会)
→南町第6 (1自治会)
- ・令和元年度 緑苑東第5～6 (2自治会)
→緑苑東第5 (1自治会)
- ・平成27年度 尾崎西町3丁目第3～4 (2自治会)
→尾崎西町3丁目第3・第4 (1自治会)

◇近年の自治会「分割」の事例

- ・令和4年度 東組北 (1自治会)
→洞東、洞西、洞川南、木戸・宮の前 (4自治会)
- ・平成28年度 桜木町 (1自治会)
→桜木第1、第2 (2自治会)
- ・平成27年度 緑町第2 (1自治会)
→緑町第2、第4 (2自治会)

2. 再編を検討する。

世帯数が少ない自治会や高齢化が進んだ自治会では、活動の担い手や役員の確保が困難となり、活動が停滞し、存続が危ぶまれることも想定されます。

そのため、近隣自治会同士の統合などによる再編を行うことは、自治会の維持や活性化など、組織の基盤強化に向けた有効な方策の一つであると考えます。

また、世帯数が多い自治会については、顔の見えるつながりを築きづらくなり、自治会が持つ良い点を十分発揮できない懸念があります。

しかしながら、近隣の自治会同士であっても、それぞれの成り立ちや活動の歴史があり、再編を行うことは容易なことではありません。

まずは、各自治会の現状を把握し、再編のメリット・デメリットを考慮した上で、その必要性を十分検討し、必要と判断した場合には、関係する自治会同士で協議を重ねることが重要となります。

3. 再編対象の各自治会の現状を把握する。

再編を考えるにあたり、メリット・デメリットを考慮するためには、現状把握が重要です。各自治会の区域、名称、下部組織、規約、会員、会費、役員、事業内容、予算、資産の把握を行いましょう。

4. 再編のメリット・デメリットを考えてみる。

前述3で把握した各自治会の現状を踏まえ、次のようなメリット・デメリットをあげていきましょう。

例) 統合の場合	
メリット	デメリット
活動の範囲が広がる。 (顔の見える関係が広がる。)	より広範囲で活動する必要がある。

同様の行事が統合でき効率化が図られる。	行事規模が大きくなり、役員の負担が大きくなる。
資産を共同使用でき、有効活用が図られる。	資産を他地域の人と共有する必要がある。
自治会員あたりの役員の数が減る	役員あたりの自治会員数が増える。

5. 前述3、4の結果の自治会員への周知と自治会員の大きな意思の把握をする。
 - ・ 前述3、4の結果の周知のための回覧、資料配付
 - ・ そのうえでアンケートを実施。
6. 「再編の方針」を決める。
7. 各自治会内で「再編の方針」について賛否を問う。
 - ・ 総会の議題としてあげ、正式に各自治会の総意として議決をとる。
 - ・ あわせて、再編協議を進める協議会についても議決をとることが望ましい。
(再編協議を進める協議会の構成員の選出方法、協議会の権限、役割、各自治会への報告など)
8. 再編協議を進める担当者(協議会の構成員)を各自治会から選出する。
 - ・ 前述の3~7に携わった方がそのまま行うか、補佐する仕組みとすることが望ましい。
9. 再編協議を進める、協議内容は各自治会内で順次周知する。
 - ・ 新しい自治会の区域、名称、規約、会員、会費、役員、事業計画、予算、資産、ごみステーションなどをどうするか。
 - ・ 新役員候補選出
 - ・ 自治会の区域と関連した団体をどうするか。 例) 子ども会、消防団など
10. 協議結果をもとに、「新しい自治会の設立」について、各自治会内で総会の議題としてあげ、承認を得る。(概ね7~8月まで)
11. 市役所へ連絡する。(例年8月末まで)
自治会の統合分割を行う場合は、以下の手続きが必要となります。
※手続きスケジュールは、概ねの目安です。

月	自治会	市役所
		まちづくり推進課
	総会等による意思決定	
7月		統合・分割の連絡依頼
8月末	統合・分割の連絡締め切り	
9月	・ 統合・分割の区域の詳細 ・ 新自治会名称 をまちづくり推進課へ報告	住民基本台帳より対象区域の世帯リスト作成
10月	・ 対象区域の世帯リストをもとに、各自治会にて自治会員各世帯の最終的な統合・分割後の所属自治会を確認。同リスト提出	新自治会数による予算要求
11月		
12月		
1月		統合・分割について庁内関係各課周知
2月	統合・分割後の新自治会長の報告	(関係各課での調整(規則改正等))
3月		新自治会長報告依頼
4月	新自治会発足	

※新自治会の発足については、令和7年度当初(4月)からとなります。

12. 新自治会の発足(4月~)

○加入要項例

※ 下線や□の項目を示しながら作成しましょう。

自治会（加入のしおり）

・キャッチフレーズ（主なキーワード）

「つながり」づくり 顔が見える関係 助けあい 安心 ふれあい ご近所 挨拶

<費用など>

- ・会費 _____ 円（月あたり、半年あたり、1年あたり）
- ・加入金 _____ 円（有、無）
- ・その他会費と同時に収める費用（名称）_____（有、無）

<組織、役割など>

- ・組織図 _____（※手書きで良いです。）
- ・役員の種類 会長 副会長 書記 会計 監事
- ・役員の選出方法 推薦 輪番 くじ引き
- ・役の免除規定 転入直後の世帯は免除
後期高齢者は免除
その他事情がある場合 役員で決定
選出する班で決定。



各務原市ウェブサイト
自治会のページ

- ・会議 総会 毎年 _____ 月開催
役員会 2か月毎 毎月 月2回 _____ にて開催

<活動内容など>

- ・お祭り（名称）_____ 開催予定日 _____
- ・市民運動会（名称）_____ 開催予定日 _____
- ・市民清掃参加 通常 第1回 7月の第1日曜日 午前6時～
第2回 11月の第1日曜日 午前7時～
- ・ごみステーション管理 可燃ごみ当番 頻度 年数回 毎月 無
不燃物ごみ当番 頻度 年1回 年数回
- ・市広報紙の配付、市ならびに関係機関からの回覧 当番頻度 年1回 年数回
- ・市への要望書提出、関係機関各種委員の推薦
- ・その他 地域の公園清掃 公民館維持管理
- ・福祉活動（社会福祉協議会）、防災活動、防犯活動、子ども会

<加入申込書欄>

- ・世帯主名 _____ ・住所 _____ ・連絡先 _____
- ・その他家族氏名 _____（未就学児 小学生 中学生 その他）
- ・その他家族氏名 _____（未就学児 小学生 中学生 その他）

<加入申込の連絡先>

自治会長 その他役員 組長 班長

連絡先 _____

AED(自動体外式除細動器)設置場所

設置場所 二次元コード



AED を市内公共施設に設置していますので、緊急の際は活用ください。

■那加地区：33 か所

施設名	所在地	電話番号
尾崎中央ふれあい会館	尾崎西町1丁目7-6	—
尾崎小学校	尾崎南町3丁目2	058-389-0122
那加織田町集会場	那加織田町2丁目3	—
桐野町ふれあいセンター	那加桐野町6丁目217-3	—
那加楠町集会場	那加楠町35番地1	—
琴が丘ふれあい会館	那加琴が丘町3丁目106	—
市役所	那加桜町1丁目69	058-383-1111
消防本部消防課	那加桜町1丁目69	058-382-3596
西部方面消防署	那加桜町1丁目69	058-371-7040
総合福祉会館	那加桜町2丁目163	058-383-7500
産業文化センター	那加桜町2丁目186	058-383-1111
那加地区体育館	那加新加納町2225番地	058-371-2846
新加納地区ふれあいセンター	那加新加納町2226番地	—
総合体育館	那加太平町2丁目100	058-371-1717
那加大東町集会場	那加大東町25番地1	—
那加第一小学校	那加手力町22番地5	058-382-2109
桜体育館	那加手力町41番地	058-371-2846
那加西福祉センター	那加手力町60番地	058-383-3589
那加中央保育所	那加東亜町1番地	058-383-1866
那加中学校	那加東亜町48番地	058-389-2281
各務原市東亜町会館	那加東亜町106番地	058-371-2300
那加南福祉センター	那加東亜町121番地	058-383-3449
那加第三小学校	那加東亜町1丁目1	058-383-0434
東新町ふれあいセンター	那加東新町2丁目1	—
那加第二小学校	那加雲雀町1番地	058-382-2241
各務原特別支援学校	那加雲雀町1番地	058-383-1268
那加福祉センター	那加雲雀町15番地	058-382-3941

施設名	所在地	電話番号
桜丘中学校	那加不動丘 1 丁目 77	058-389-2131
ふれあいセンター前野	那加前野町 4 丁目 2	—
那加東部集会場	那加門前町 2 丁目 37-28	—
中央図書館	那加門前町 3 丁目 1-3 (市民公園内)	058-383-1122
養護老人ホーム「慈光園」	那加山崎町 31	058-380-2001
入会・昭南ふれあいセンター	入会町 2 丁目 106	—

■ 稲羽地区：20 か所

施設名	所在地	電話番号
稲羽西小学校	大佐野町 1 丁目 233	058-383-3481
稲羽地区体育館	神置町 3 丁目 327	058-371-2846
稲羽西福祉センター	小佐野町 3 丁目 205	058-389-2213
各務原市総合運動公園	上中屋町字村前堤外 1861 番地先 (木曾川河川敷)	—
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	下切町 5 丁目 1	058-386-8500
中屋保育所	下中屋町 3 丁目 158	058-382-1738
稲羽コミュニティセンター	上戸町 3 丁目 324	058-371-4694
稲羽中学校	上戸町 5 丁目 40	058-383-3356
稲羽東福祉センター	前渡北町 2 丁目 34	058-386-8235
前渡西町集会場	前渡西町 727-1	—
前渡西町第 1 集会場	前渡西町 797-3	—
南産業会館	前渡西町 934 番地 36	058-371-2846
リバーサイド 21	前渡西町 1079 番地	058-386-8722
稲羽東小学校	前渡西町 1393 番地	058-386-9383
教育支援センターさくらまえみや	前渡西町 1415 番地	058-383-1116
長平集会場	前渡東町 1 丁目 87	—
三井北町集会場	三井北町 3 丁目 131-4	—
協定グラウンド	三井東町 2 丁目	—
水道事業庁舎	三井東町 4 丁目 32	058-383-7111
三井東町ふれあいセンター	三井東町 4 丁目 88-2	—

■川島地区：6 か所

施設名	所在地	電話番号
川島中学校	川島河田町 1028-1	0586-89-2700
西部方面消防署川島分署	川島河田町 1029-47	0586-89-3266
川島小学校	川島河田町 1041-3	0586-89-2500
川島スポーツ公園	川島小網町 2146-1	0586-89-4500
高齢者生きがいセンター「川島園」	川島松倉町 1951-4 (川島会館内)	0586-89-2811
かわしま子ども館	川島松原町 405-5	0586-89-2634

■鵜沼地区：48 か所

施設名	所在地	電話番号
朝日ふれあいセンター	鵜沼朝日町 4 丁目 237-5	—
朝日コミュニティセンター	鵜沼朝日町 2 丁目 455	—
陵南福祉センター	鵜沼朝日町 2 丁目 384-1	058-370-9905
あさひ子ども館	鵜沼朝日町 3 丁目 163-2	058-370-0500
東ライフデザインセンター	鵜沼朝日町 3 丁目 163-2	058-384-0507
陵南小学校	鵜沼大伊木町 4 丁目 425	058-370-2211
大伊木町ふれあいセンター	鵜沼大伊木町 5 丁目 166	—
鵜沼川崎町集会場	鵜沼川崎町 2 丁目 132	—
少年自然の家	鵜沼小伊木町 4 丁目 213	058-370-5280
市民プール	鵜沼小伊木町 4 丁目 300	058-370-6506
鵜沼西地区体育館	鵜沼各務原町 6 丁目 7	058-371-2846
鵜沼各務原区コミュニティセンター	鵜沼各務原町 6 丁目 2-3	—
鵜沼第二小学校	鵜沼各務原町 2 丁目 260	058-384-0100
鵜沼西保育所	鵜沼各務原町 8 丁目 7-5	058-384-0321
鵜沼台コミュニティセンター	鵜沼台 6 丁目 1	—
中山道鵜沼宿町屋館	鵜沼西町 1 丁目 116-3	058-379-5055
鵜沼西町交流館	鵜沼西町 1 丁目 931	—
鵜沼第一小学校	鵜沼西町 4 丁目 179	058-384-0015
東部方面消防署	鵜沼羽場町 1 丁目 181	058-384-1191
うぬま子ども館	鵜沼羽場町 2-53	058-379-1177

施設名	所在地	電話番号
鶺沼福祉センター	鶺沼羽場町 1 丁目 217	058-384-2112
鶺沼東町ふれあいセンター	鶺沼東町 2 丁目 83-1	—
丸子町ふれあいセンター	鶺沼丸子町 3 丁目 20	—
鶺沼三ツ池集会場	鶺沼三ツ池町 2 丁目 36-1	—
弓道場	鶺沼三ツ池町 5 丁目 228	058-371-2846
コミュニティ炉畑	鶺沼三ツ池町 6 丁目 167	—
鶺沼南町会館	鶺沼南町 6 丁目 105	—
鶺沼東福祉センター	鶺沼山崎町 4 丁目 8	058-370-5262
各務福祉センター	各務おがせ町 5 丁目 2-2	058-384-6675
各務小学校	各務おがせ町 4 丁目 7	058-384-0124
中央小学校	各務西町 4 丁目 302	058-389-2768
中央中学校	各務西町 4 丁目 358-1	058-389-3881
各務原スポーツ広場	各務山の前町 1 丁目 47-1	058-370-2818
鶺沼第三小学校	新鶺沼台 4 丁目 1	058-384-3210
新鶺沼台コミュニティセンター	新鶺沼台 8 丁目 3	—
高齢者生きがいセンター「稲田園」	須衛 2469	058-370-432
総合福祉施設「福祉の里」	須衛稲田 7 番地	058-370-7500
勤労者総合グラウンド	須衛町 2 丁目 600 番地	—
各務原市民球場	須衛町 2 丁目 601	058-371-1789
北清掃センター	須衛 2500-1	058-384-3616
八木山小学校	つつじが丘 1 丁目 1	058-384-8963
つつじが丘ふれあいセンター	つつじが丘 4 丁目 137	—
鶺沼地区体育館	つつじが丘 4 丁目 138	058-371-2846
鶺沼中学校	松が丘 2 丁目 100	058-384-0323
松が丘コミュニティセンター	松が丘 2 丁目 99	—
緑苑小学校	緑苑北 1 丁目 26	058-384-7210
緑陽中学校	緑苑北 1 丁目 4	058-384-6725
緑苑コミュニティセンター	緑苑南 1 丁目 1-3	—

■蘇原地区：14 か所

施設名	所在地	電話番号
柿沢ふれあいセンター	蘇原柿沢町 1 丁目 32-1	—
旭町ふれあいセンター	蘇原柿沢町 3 丁目 1-21	—
飛鳥球場	蘇原北山町 2 丁目 81	058-371-2846
蘇原福祉センター	蘇原吉新町 2 丁目 16	058-383-4130
蘇原第二小学校	蘇原沢上町 1 丁目 19	058-383-4011
蘇原中学校	蘇原青雲町 1 丁目 10	058-389-2283
蘇原保育所	蘇原青雲町 3 丁目 14	058-382-0932
中央ライフデザインセンター	蘇原中央町 2 丁目 1-8	058-389-1818
東部方面消防署北分署	蘇原東門町 3 丁目 49-1	058-389-1191
蘇原第一小学校	蘇原野口町 1 丁目 1	058-383-3971
そはら子ども館	蘇原野口町 1 丁目 1-3	058-383-5285
蘇原古市場地区ふれあいセンター	蘇原古市場町 3 丁目 8	—
蘇原地区体育館	蘇原古市場町 5 丁目 2	058-371-2846
三柿野東自治会館	蘇原三柿野町 298-185	—

